

いたしたいと思つております。

昭和四十五年度の税制改正によりまして、所得税の減税は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の引き上げによりまして、平年度三千五十億円の減税が実施されたわけでありまして、またこれによりまして所得税の課税最低限は、給与所得者の場合、夫婦子供三人で二百八十六万七千四百円という事になりました。このことについて税制調査会は、昭和四十三年の「長期税制のあり方」についての答申の中で、百万円程度の課税最低限が実施されるといふ場合は、貯蓄のためにゆとりのある合理的な課税最低限の水準であるといふ観点と、先進諸国の課税最低限の水準との比較においては、おおむね妥当な水準が達成されるものと認められる、こう述べておられるわけでありまして、けれども、私はこの認識について実は不満を感じておるわけでありまして、なお検討すべき幾つかの課題があるはずだと考えるわけでありまして、夫婦子供三人で百万円の課税最低限といふと、あるいは政府自体の中にも「長期税制のあり方」についての答申の線に一応達したといふ考え方はあるかも知れませんけれども、これが望ましい水準として落ちついておられたのでは私どもとしては納得ができません。昔は百万長者といふは金持ちの代名詞となつておつたのですけれども、いまや百万円程度の金額といふのは、給与所得者の所得階級別調査によりまして、これは昭和四十二年、百万円から二百万円程度の人は二百五万人をこえておるわけですから、申告所得の中でも百万円から二百万円程度の人がだけ計算してみても二十五、六万人はいるわけでありまして、昔は百万長者といふは金持ちの代名詞だけれども、今日は私に言わせればかすかすのところであつて、望ましい水準といふような理解のしかたはだうも理解できない。これはもつとこまかくいろいろの角度からわれわれはこの委員会を通じて議論をするつもりでありますけれども、きょうお尋ねをいたしたいのは、総理はこの課税最低限百万円の実施といふことで、貯蓄のためにゆとりのある合理的な課税

最低限であるとお考えになつておるかどうか、そうでないとしたら次の税制改正の目標はどこに置くか、私は総理大臣としてのビジョンを勤労国民大衆に与えてもらいたい。千両役者といふのは、その道においては非常に権威者といふことになつておるわけでございます、その千両役者たる総理が、ひとつその値打ちが下がらぬようにいいビジョンを勤労大衆のために示してもらいたい。このことをまずお尋ねします。

○佐藤内閣総理大臣 いまいろいろお話しになりましたが、長期税制の答申、これは一通りにかき達成された、これはそのまま評価してしかるべきじゃないかと私は思います。もちろんその間にいろいろな、世の中は変わつてきておりますからいろいろな批判があるだろうと思ひます。しかし、とにかく長期税制改正の答申はそのまま実施した。

それからもう一つは、わが国の総人口でたゞいま中産階級といふのはどういふような地位を占めておるか、一体どのくらいのパセンテージを占めておるか、こう考えると、これは非常に高い中流階級だといふようにいえる。いわゆる、いま言われた昔の百万長者といふ、そういう部類のもの、億万長者がきわめて少数で、また七、八%の、いわゆる低所得層、こういうものがあるが、大部分がその中間に入る。その中間に入るところのものが、いまの税制改革で一応その底辺だけは所得課税されない、こういうことになつたのじゃないかと思ふ。

これから一体どうしたらいいのか、これは私が申し上げるまでもなく平林君よくおわかりですが、私もどがいま国として何が足りないのか、これは何といつても社会資本の不足、また福祉国家建設といふような意味からもその方向に努力せざるを得ない、財源がほしいときであります。財源と歳入と見合つて、そうして適当なところを見ていく、そうすると、一応いまの長期税制、これが実施されたところで一応の満足がいく。だがしかし、何といつても国民の税負担感が重い。そういう

うものをごんごんにして解消していくか。なるほど国の支出、社会資本等の支出、その要望も非常に大きいけれども、負担感をとにかく軽くしない限り国民の協力は得られないだろう。

そこで今度は率の問題が問題になるのじゃないだろうか。いすれ税制調査会でも議論をするかわかりませんが、私はいままで説明しておるような、大蔵大臣が冒頭に説明し、また私もその説明を聞きながら実は賛成してゐるのであります。別に変わったことを申し上げるつもりもございませんが、いまの税率、そのほろをも少し手直しする、そういう余地があるのじゃないだろうか、かように思ひます。百万円といつても、当時考えられた税制の基本家族といふものは、大抵構成員五名。しかし最近の家族構成は四人になつてゐる。四人百万、そういうふうに変えろ、こういうふうな意見もあること、これはもうそのとおり私も受けますけれども、しかし、とにかく公平な税、またいわゆる税負担が重い、こういうことのないような方向で税制はあるべきじゃないだろうか、かように思ふのであります。いま一番必要なのは、いまよりやくす百万円になつた、百万円になつた、そういう段階ですから、さらに百万円になつたから今度は百三十万、百五十万に上げろ、こういう議論もございしますが、それよりもっと私は階層で税率の改正をするほうが先じゃないだろうか、かように思つております。

○平林委員 いまの総理のお話の中からは、中間層についての税制、同時に税率、それから四人家族程度百万円といふことは念頭にあるようなお話をありますが、もつとすかつとしたビジョンをお示しいただけなかつたのは残念でございます。

もう一つ私は、総理としてどういふことをお考えになつてゐるかといふことをこの機会に聞きたいことがあるのです。それは、先ほど私がお尋ねいたしましたように、貯蓄のできるゆとりのある合理的な課税最低限であると思ふかどうか。百万円がそういうものであるかどうか。これはむづかしい話でなく、一般常識として総理の御見解を承

りたいと思つてあります。ゆとりのある生活とは一体どういふものであるか。福田大蔵大臣は、かつてこうした質問に對しまして、ゆとりのある暮らし、蓄積ある企業といふことをスローガンに掲げられたことがありまして、ゆとりのある暮らしとはどういふものかといふ質問に答えて、百坪程度の庭を持つて、三十坪程度の家を建て、庭に芝生を植えて、バラの花二、三輪といふような、なかなかいい答弁をされたのであります。最近三井銀行では「サラリーマンの未来像」と題しまして、これから二十年間における国民生活の姿といふものを、電子計算機でも使つたんでしょね、前提条件がもちろんありますけれども、一つの夢といふますか、像を描いて見せてくれているのを発表しました。これによりまして、昭和四十二年に勤続十年余を迎えた三十五歳のサラリーマンが勤続二十年後の昭和五十二年、つまりこれから七年の後には税込み四百七十万円、つまり現在の五倍になるだろう。手取りの月収は三十二万円くらいになるだろう。さらに経常的な生計費を支出した後、三人の子供に大学教育を受けさせられるようになるだろう。ローンを利用して、さすがに銀行ですから、住宅ローンを利用して郊外に土地つきの家、これも敷地二百平米、住宅百平米、この程度のものは実現し得るのではないかと、一つ一つの未来像といふものを描いておるのです。こうしたバラ色の夢は電子計算機のはじき出すところまでございまして、やはり国民には将来に向かつて夢を持たせなければいけない。私はそれは為政者としての一つのリーダーシップでもあると思ひます。したがつて、こういう意味において、一体総理大臣は、ゆとりのある生活の実現といふのはどういふものであるか、これはむづかしい話ではなくて、総理のお考えとしていかがでしょうか。どんなようなことを描いておられるか。

○佐藤内閣総理大臣 平林君、私、若い時分からずいぶんいろいろの借家をして今日までに至つておる。過日も家内といふいろいろ話をして、何度くらいかわつたかなと一べん数えてみたら、二十四回に

なっている。いまは総理官邸に住まっておりますからなかなかたいへんな状態ですけれども、むね朝日長屋からだんだん一戸建てにかわり、子供がだんだん大きくなるに従ってやはり庭もはしくなり、だんだん広いうちにわかってきておる。それも借家住まいです。

そうして私どものときの考え方は、鉄道で二十五年勤務して退職する、おそらくそのときはその退職金でうちは建つだろう、それを実は考えていたのです。ところが、私が退職したときはちょうどインフレの進行中のまっただ中だった。したがって、退職金をもらったが、その退職金をもらっていなかへ帰ったら、帰っただけでその金はいくら飛んでしまった。はつきり申すが、そのときもらったのが十万円だったと思います。二十五年近くいて、これはインフレの進行中であつたので、私のバラ色の夢がこわれた。ただその当時、私どもの先輩、鉄道の局長あたりした人が退職して、一戸建てのうちを買って、そして住まっておる、そういうことになりたいたいは実は思つたものです。それがいま言われるように百坪とかせいぜい二百坪近い、あるいは三十坪から五十坪くらいの住宅、そのくらいのものを考えた、かように思つております。もちろん、私はいまの若い人たち、いろいろアパートが狭いとか広いとかいわれているが、これはそれぞれ独身の場合と夫婦になつた場合、子供、しかもその子供が大きくなつた場合と、それぞれかわつていく、かように思つて、それ相應の状況に相應したやはりアパート住まいが必要だろう。したがって、戦後のような、何でもかんでも、住むところがない、寝るところさえあれば、雨露さえしのげばいいという時代と変わつてきておりますから、だんだん広いところを要望される、また一戸建てを要求される、これはもちろん適当なことだと思つております。

ところで、いま言われる貯蓄が一体どうなつておるのか、私は、物価が片一方で上がりがら、とにかく最近の状態、円の価値は強い、そういう意味で貯蓄はふえておる、これが実情じゃないだらうか。だからそのことは率直にそのまま認めてよろしい。

ただ私どもが政策の上から見まして、ただいま申し上げるような一つの夢があるだろう。おそらく各人ともその身に沿つた一つの夢を持つ。私も岩崎や三井、その当時の代表的な財閥のようなりちを夢みてはおらない。しかし少なくとも私どもの仲間がつくつたくらい、局長仲間がつくつたよりなりちははしなかった、これは率直にその思ひます。しかして、その当時はやはり退職金でそれができたものであります。また私は、各階級を通じてそれ相應のものが持てたと思ひます。そして、どうもこの金では都会では住めないとなると、やはりいなかへ帰つて、いなかで老後を養ふ土地を見つけたものです。その辺に因としての落ちつきがあつたように思ひます。

しかしこのごろは、何にしても都会のほうに住みたい、不平を言ひながらも都会に住んでい。これが一番住みいいから都会の人口がどんどんふえるんだらうと思つておられます。だけれど、どうも死んだ後でも都会に住みたいらしくて墓まで都会につくつておる、これじゃ都会人口がふえるのはもつともだ、そういう皮肉な申したことがございしますが、住みにくいと言ひながら都会のほうに住み、そういうところにはやはり私どもの政策のアンバランスがあるんじゃないか。そういうものはアンバランスをとらないと、過密過疎の現象、この対策はできない。どうも夢を持てない。いまのような過密に悩まながら、その過密地域にどうしても入り込もうとする、そういう気持ちになつてくる。ここに私は一つの問題があるんだ、かように思つて、いろいろ政策も、ただ単に過密対策、こういうような意味でなしに、總体のバランスをいいます考えながら、どうしたらいいかというようにこれと取り組んでいくつもりであります。

○福田国務大臣 総理のさつきのお話で、ちよつと今後の税制のあり方という意味において、税率の調整が中心になるんだという印象を与えたかもしれません。総理が言われるのは、そうじゃないんだと思ひます。いま皆さんに御審議願つておる、いまでも十数年も課税最低限のみが所得税減税の議題とされて、税率調整は顧みられなかつた、そこで子供を持つ中堅階層の負担が重くなつてきている、これが当面の課題であるといふことを強調する御趣旨であつたと思ひます。将来の問題としてのあれではなかつたんだらう、こういうふうに思ひますので、ちよつと補足させていただきます。

○平林委員 いや、お互いに政治に携わつてゐる者は、一つの夢がなくちゃいかぬし、あんまりこまかい言質を取つて、ぎしぎしやるといふつもりでもつていま総理大臣に聞いておるわけではないんです。しかし非常にリラックスなお話を聞きました、たいへんけっこうでございます。

かりに、私は、その続きでありますけれども、これから一般国民の願望といひますか、そしていま中堅層、大体年間二百万円くらいというよりなことを描きながら、将来に向かつてその水準に進めていくという諸政策を進める。その場合、私はいま一番大きな悩みはやはり物価の上昇もありますが、具体的にはやはり住宅とか教育の問題——先ほど福田さんの、ゆとりのある暮らしとは百坪の土地を持ち、三十坪の家を建て、庭に芝生を植えて、バラの花二、三輪、ことばでは非常に美しいけれども、土地をもし買つとすれば、百坪の土地は、大体三万円としても三百万円なんです。都会地に住みたいということになつて、とても百坪の土地は持てないけれども、やはり三百万や四百万の土地購入経費は必要になつてくる。また三井銀行の将来の未来像を御紹介しましたけれども、子供の三人を、できれば大学にやりたいというこゝとになれば、大学の経費、一人子供をやるのに、いま調査によれば年間低くても二十万円以上は要る、こういう状態でありまして。

そこで私は、きよりは税の問題の審議でございしますが、税の制度の中に、たとえていふと、家賃控除のようなものを認めるといふのはどうだらうか。たとえば3DKの公団住宅の家賃が月に二万円二百円でございますから、年間にすれば二十六万円をこえる。借り入れ金によつて住宅を建て、その返済をしていく場合には、その返済額を家賃とみなす、そんなことはできぬだらうか。住宅を建てたいという願望のために積み立てるものには、一般企業に認めているように積み立て金制度を認める、これは所得控除をするといふことはどうだらうか。私は、きよりはむずかしい税理論として言つておるのではありません。国民の抱いておる願望に対して政治がこれにこたえるという方向で、こういう考え方はどうなんだろう、こういうこと。それから、家を建てなかつたというの、大体佐藤さん悪いわけですよ。一世帯一住宅といふことをいつまでもやらぬから。そういうことを税制でこたえることができません。

また教育費の問題につきましても、多くの方々の悩みであります。そうしたことについて、一定の限度を限つてもいいけれども、教育費控除というよりなことも何とかしてもらえぬだらうか。素朴な国民の希望があると思ひます。これについてどうお考えでしようか。

○佐藤内閣総理大臣 さつき大蔵大臣が私の説明を補足してくれて、平林君は誤解されないので、四人家族のことと言つてゐるからということでお許しになつたようであります。これはよくわかつておることだと思つております。私も別に最低限引き上げについて全然考えないというわけじゃございません。さつきも申すように、税の負担感をなによりにする、これは必要だと思ひます。

ところでいまお尋ねの家賃控除、大体私どもの生活は昔から衣食住、この三つであらわされております。その衣食住のうち住だけについて税金をまけろという、これはちよつとおかしきではないでしょうか。やっぱり衣食住、全体をひくつて何か控除をはかる、そういうのが筋じゃないだらうか。いま金額が多いとか少ないとかいわれておりますが、やっぱり控除額はその意味で、衣食住、これを合せて控除すべき筋のものだ、こういうふうに考えたのでございます。住宅だけに

いて特に認めるとおっしゃる、これは結局その全体の控除額が少くないということにもなるのだ、かように思いますので、考えるほうとしてまいらう。いろいろふらされるべきじゃないだろうか。そのほうが現在の状態——これもきめたばかりでございすから、しよつちやう変えるわけにもいかにないだろ、と思ひますが、だから事務当局に言わせれば、そういうことは考えておられます、かように言ふだろ、と思ひます。私は、いまのように普通の生活を考えると、衣食住、それでいわれておるの、やはりそれ相応のことを考えなければいけないだろ、こゝろ思ひます。

○平林委員 まあきようはいろいろ問題がありすから議論はしませんが、国民の一般的な気持ちの中には、衣食住を詰めても家はほしいというの、これが七〇年代における一つの焦点になると私は思ひます。総理大臣のお答えはまことにさびしいお答えでありますけれども、まあこれはあとでまたいづれ議論をいたしたいと思ひます。

教育費の問題も、お答えがありませんでしたけれども、私は、やはり総理としてその国民の抱いておる気持ちにどうこたえていくかということ、絶えず念頭に置いてやってもいいということ、ことだけを希望するにとどめておきます。

そこで、そろそろむずかしい話に入っていきます。経済審議会は四月九日、四十五年度から六年間の新経済社会発展計画を総理大臣に答申しました。「人間性豊かな経済社会を目ざして」という目標のもとに、七〇年代の前半のこれからのわが国経済の方向づけを答申したものと理解をいたしておきます。新しい計画の中には、経済の効率化、物価の安定、社会開発、経済の安定維持、この四つを課題にしておるようでございますけれども、この経済計画の隠れた主題は円の切り上げ問題である、こゝろ分析が行なわれておるわけでありす。

これは言うまでもないことだと思つておるわけでありす。しかし、わが国の経済、国際収支の現況、七〇年代における重大な課題としてこの問題の検討を避けて通ることは許されないのではないかと、こゝろ考えておるわけでありす。いや、円の切り上げの問題は頭の端々にもありません、こゝろの態度で通れない。私は切り上げろとか、さうすべきでないとかいふのじゃありませんよ。頭のかけらにもこゝろ問題ありません、こゝろのことでは通らぬ時代が来つた、こゝろのことを考えるわけでありす。これはいろいろの角度から議論せねばなりませんけれども、さしあたり私がお尋ねしたいことは、経済審議会のこの答申につきまして、総理はどう考え、この答申を具体的にどう措置するつもりであるかという点をお聞かせいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 経済審議会の答申はなかなか広範な、浩瀚なものでございす。私まだなかなか通読もできない。いたしたいばかりで、そのうちの二、三の項目は拾ひ読みをしたという程度でございす。長い間かかってあれだけのものをまとめ上げた、これは大論文だ、こゝろ言うほうが適當かと思ひます。したがつて、まだなかなか私の頭にすつかり入つておりません。

そこで、いまの円の話をございすが、私どもが使つておる通貨、この通貨の価値がどういふところにあるのか、これから一体どういふことになるのか、これは絶えず問題でございす。私がたしか大蔵大臣時分、皆さん方からいろいろ聞かれたことはデノミネーションだった、かように思ひます。當時はとにかくドル三百六十円、これをひとつ単位を小さくするやうな方法はないのか、こゝろいうやうないろいろなゆるゆるデノミが問題であつたと思ひます。そのときに、日本人はなかなか頭がいいから大きな数字でもうまくこなしますよと言つて答えたことをいま思ひ出すのです。しかし、デノミの話は最近ではなくなつた。それにかわつてたゞいま言われるやうな切り上げ、その問題が起きている。切り下げの問題はいまござい

せん。円がそれだけ強いということ。そういう意味から盛んに切り上げ切り上げ、外国からいられるのじゃないか、こゝろいうやうな話までございす。最近のやうに外貨が四十億ドルにもなるといふより切り上げが近いのじゃないか、こゝろいうことで私どもの意見を聞かれる方もありす。ついでに二、三日前に日本記者クラブに参りました、その際にも、野田研究所の野田さんからも、円の切り上げ、どういふやうに考えるか、こゝろいうことでした。私は即座に、切り上げはございせん、さうに答えたのでありす。

私どもは、いま円が強いことをたいへんしあわせに思つておるけれども、これをいま他の外国の弱い通貨に肩を並べるためにわれわれが切り上げなければならぬ、さうな処置を考えるつもりはございせん、と実ははつきりお答えしたのでありす。しかし、一國をあずかる者、大蔵大臣としても、また私としても、円がどういふやうに評価され、どういふやうに扱われるかという、これはいま言われたやうに、考えておらぬのではない、しよつちやう頭の中にあつて、これは一番国民が関心を持ち、これを土台にして生活が続けておる、産業を続けておる、かように私ども思つておる、適当な地位を与える、そのことを考へておるわけでありす。

また外国のお客がいろいろ来まして、ドイツ等から来る人たちの話を聞いてみまして、君のところのマルクの切り上げはどうだった、こゝろ言つと、どうも、失敗したと言わなければいけません、なかなかむずかしい問題だ、あるいはもつと早い時期にやつたら成功したかわからぬ、こゝろいうやうな言ひをするのが、よほど援護的な立場にある人たちの言のようでございす。私は、そのことを考えながらも、日本の円、いまこれをとにかくする筋のものではない。そのために、いまのやうな質問をされたらあるいはいろいろ議論されることは、これは御自由と思ひますけれども、こゝろいうことがやつぱり問題を少し複雑にするのじゃないだろうか、かように思ひます、私

は、こゝろいう意味ではつきりした政府の態度も申し上げておくことが望ましいのじゃないだろうか。不安を一掃し、そして落ちつかす、こゝろいう意味からも、円の切り上げはない、しない、これはもうはつきり申し上げたい。いろいろなこの問題をめぐつての議論はございす。損得の問題ではなくて、せつかく信用のついたこの円を維持していくこと、それにわれわれが精進すべきではないか、かように思つております。

○平林委員 円、すなわちわが国の通貨の価値につきましては、総理はききようもすれば円が強いというお話をせられておられますが、通貨の価値については私は二つの顔があると思つておる。この間も大蔵大臣とこの問題を議論したわけでありす。一ドル三百六十円、つまり外国貿易の面におきましては、日本の円は確かに有利性があるから強いという表現は当たつておるかも知れません。しかし国内における円の地位というのは、逆にいえば一円が買えるか。先ほど総理の、昔の夢が、インフレによつて価値を失ひ、だんだんそれが実現できなかったというやうに、国内においての円の価値というものは物価上昇によつて下落していることは間違いない。この面においては円は強いとは言えない。つまり、私は通貨については二つの顔があるということをお断言しておるわけでありす。

そこで、七〇年代の経済のことを考えますと、現在有利性を保つておる円の力で輸出はどんどん進められてゐる。四十億ドルの外貨を保有するやうになつた。しかし、日本は一体どのくらい金をためたら満足するのだという外圧はこれからも出てくるおそれがある。直ちにだつてこなくても、やがてこれが、さつきに経済計画ではありませんけれども、昭和五十年になつて七十億ドルになつた、計算のしかたによつては八十億ドル、百億ドル、こゝろいうことになりすれば、当然、円の切り上げという外圧は出てこないとはいへないわけでありす。また円の対外的な有利性から輸出がどんどん伸びていくというやうなことになるやう

と、輸出価格の高騰によって国内物価は引き上げられていく。すなわち私は、将来においては円の切り上げの問題が、インフレを抑制する、この二つをうまく調整しながらやろうという考え方がもう一つの道としてあると思うのであります。

この間、日本銀行が輸出の優遇金利を一律に一%引き上げました。私はこれは結局、ただいま申し上げました情勢をいろいろと判断をされて、やがて当面する円切り上げ問題に対する一つの事前の措置として打ったものではないだろうか、こう考えておられるわけなんですか、それとも、あまり時間がたつたもので、ちょっとその考えは間違っているかどうか、これは総理でも大蔵大臣でもけっこうです。

○福田首相 いま、日銀がやった措置が円の切り上げの準備措置であるかという趣旨のあれがありますが、そうじゃない。円の切り上げはいたしません。しかしこの輸出金利の引き上げ、これは円の価値の切り上げにかかわる一部分的な意味を持つ、こういう性格でございます。まあ円の価値の切り上げはしませんけれども、しかしながら、しなやかに輸出金利の切り上げをいたしますとか、輸入の自由化をいたしますとか、そういう措置を講じまして、円の価値の切り上げをいたさない、こういう方針を厳守していき、こういうことなんでありまして。

○平林委員 まあこの輸出優遇金利の引き上げについては、通産省あたりでも、あるいは輸出業界でも猛反響があったという情報も伝えられておるわけでありまして。しかし腹の中では、一%程度の金利がかりに上がっても、四%や四・五%の優遇金利であったわけですから、世間並みに考えてみればいまだに手厚い保護がされておったことでありまして、一%程度の切り上げはそんなに影響がないというところは腹の中でお考えになっておると私は思うのであります。むしろこうした措置に反対をしていて、円の切り上げ問題のような事態になつたらどうするのだというようにことも反省せ

にやならぬと思うのでありまして、これについては私は適切な措置であつたと思うのであります。もう一つ七〇年代の経済を展望すると、インフレをどうするか、それから物価問題、物価の上昇をどうやって食い止めるか、同時にインフレを円切り上げの問題など考えますと、必要な措置としてはどう打つべきかという点が私はこれからかなり重要な焦点になってくるだろうと考えておるわけでありまして。

そこで私は率直にいいまして、これから輸出の額だけを高める時代ではない。それは輸出というものがわが国の経済の政策の柱であることは言うまでもありません。私はこれは否定しない。それは輸出が伸びるほうがよろしい。それからドルも四十億ドルや五十億ドルたつたつて、これ十分だというふうな考え、ちつともありません。それを有効に使うということも考えればいいことですから、多いの少ないのという議論は私しません。しかし輸出の金額を伸ばすということだけ、それに集中する時代はもう終わつておる、こう思うのであります。

そこで私は、租税特別措置法の中に輸出振興税制というものが、御存じだと思つたのですが、あるわけでありまして。この輸出振興税制というのは、輸出所得控除であるとか、従来の歴史もありまして、いろいろな四つぐらゐばかりの方式がありましてやつてきました。私、計算してみまして、昭和三十一年度これが創設をされてから大体今日まで、四十五年の見込みまで、各年度の輸出振興税制の見込み額を計算してみまして、二千七百六十億円も使うておる。私は、こうした輸出振興税制、しかも今日のような対外収支、輸出の異常な伸びという時代におきまして、累積ではありますけれども二千七百億円も三千億円も使ってまで輸出を振興する必要がある今日においてあるのかないのかというところは、これは考えなければならぬと思つたのであります。

特に最近ガットにおきましては、ことしの一月十二日から開かれましたガット工業品貿易委員会

の非関税障壁に関する作業部会では、どうも日本がやっておるいろいろな制度の中には、形は変わらなくても輸出ダンピングをしているんじゃないかというふうな批判も生まれてきておるわけでございます。同時に私は、今日総理もしばしば述べておられますように、国際競争力も十分ついておる、ある意味では経済大国とも表現をされることもございまして。そういう国がこうした多額の、四十五年度も約四百五十億円も使うて輸出のための優遇措置をとる必要があるかどうか。税の問題でもいろいろ不公平であるという議論があるわけで、租税特別措置法につきましては漸次これを廃止していくというふうな声も強い現在におきまして、ただいま私が述べたまいりました情勢を考慮してみれば、政府としてもこの制度はやめて、税制上の不公平の批判を一つずつ解決するという気持ちと、同時に国際競争力をふやすにはまた別の考案があるんじゃないかという意味で、こうした輸出振興税制については再検討し、むしろ廃止の方

向に踏み切るべき時期ではないか、こう思うのであります。大きな意味で総理大臣の御見解を承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 いまの御趣旨は私も大体賛成です。大体この種の特別措置は時限立法だろつと、かように思つた。いまも大蔵大臣に聞いてみると四十六年が期限だということですから、もちろんその間に十分検討するべき筋のものだと、かように私思ひます。

そこで、いま円の両面があると言われた。これは確かに両面がある。貿易の面では、これはなかなか一ドル三百六十円は有力で、輸出を進める上において非常に役に立っている。もう一つ国内の面で、いま物価の問題を指摘になりました。このほ

い、輸入もそういう意味で国内物価に対する対策の一部としても取り上げざるを得ない、こういう形でございまして、いま言われることも自然とおのずから解決されるだろうと思ひます。さうな時期になつておるだけに、この輸出だけの振興、これに特別措置をとる、これはますます意味がなくなつてきておる。ことにわれわれが物価対策と真剣に取り組めば取り組むだけに一そう、国内の物価をいかにして鎮静さすか、このほうにより以上の力を注がなければならぬ、かように思ひます。ただいまのお話のとおり政府は考えております。

○平林委員 なお、私はきょうは家庭の——今度はいふと次元が小さくなるけれども、国民生活に重大な配慮をお願いしたいと思ひまして、家庭の主婦の内職収入の課税問題を取り上げたかったの

でありますけれども、まあ言わなくても総理大臣、大蔵大臣と御相談なすつていただきました。これはまた別

の機会にやります。

なお午後は大蔵大臣としばらく、いま取り上げ

られなかった問題をちよつと議論したいと思ひますから、一応総理に対する質問はこれをもって終

わることといたします。

○毛利委員 広瀬君。

○平林委員 いま平林委員がこの輸出振興租

税特別措置を取り上げられましたので、それに關連をいたしまして最初にお伺いをいたしたいと思ひます。

この問題につきましては、特にことしの、昭和四十五年度の経済の見通しにおきまして、日本の経済見通し、特に輸出見通しはある程度過小に見積もりをする、輸入はある程度過大に見積もる。これは円切り上げ、外圧というふうな問題を踏まえて、どうもそういう経済見通しがいつもよく狂つておるわけですが、政策的な意図もあつて、特に国際収支が好調であり、外貨準備の蓄積もきわめて順調である。いま総理もおっしゃいましたように、おそろく昭和四十五年度末には五十

億をかなり突破するのではないか、こういうような問題もある。こういうことで、アメリカの若干の景気停滞という局面はあるけれども、秋には中間選挙もあるということで、しかもアメリカではそう長い期間リセッションが続くものでもない。過去の六七七年のミニリセッションのときでも、アメリカ経済が一・五%くらいしか伸びなかったときでも、世界貿易も落ちなかったし、日本の貿易もそれほど影響はなかったという事柄も、ある。まして、おそくともかなりこの貿易は伸びるだろう。一四・七%という伸びを——これはまあ民間のそれぞれの企業などが、あるいは銀行などが調査網を動員してやったところでも、ほとんど一七%程度の輸出の伸びというものが考えられる。しかも輸入のほうは、今度は逆に民間ベースでは大体一四%くらいだろう。ところが政府見通しは一七%というように過大に見積もりをするという事柄もあるわけですね。

まあそういうことを一応前置きにいたしました。最近ではやはり、いま平林委員も指摘しましたように、外国から、自由化の促進という問題と関連をいたしまして、日本がこれだけ輸出振興に税制上メリットをつけておるといふ問題に對して、これはやはり一種の不平待遇といえます。か、不公平な振興策を政府ベースで民間につけて、こういうような面での反響がほつぽつ出ている、こういうような面もあるわけだし、そういうことから考えれば、これはやはりこの際税制の公平を害する問題でもございますから、いままでの特に税額控除というような問題はこれを廃止をしていきますけれども、準備金あるいは引き当て金といふようなものがまだ七百億から残っている、こういうようなことになりまして、やはりこれは非常に問題の点がある。こういうことで、非常にこの問題を、いま趣旨は賛成だと言われましたが、そこをもう一歩進めて、現在輸出関係企業に對する交際費の課税特例まで含めまして五項目ばかりあるわけですが、これらは来年の期限が到

来する時期において全面的に廃止をしていいのではない。もちろん日本経済が将来とも輸出を伸ばしていかねばならぬといふことは十分わかるけれども、もはや日本の輸出関係の企業といふものは、海外との経済競争力において、今日までのこと七、八年の間に二千七百億からの巨額のいわば隠れた補助金を受けてきたといふようなこともあって、もう十分伸びてきておるし、力もついてきておるといふことでございますから、これはやはり来年度は廃止するといふようなことでしほらく様子を見ても差しつかえないんじゃないか、こういうようなお考えで、先ほど同様なお考えである、こうおっしゃられたのかどうか、その辺のところを総理大臣にお伺いいたします。

○佐藤内閣総理大臣　まあ税の問題ですから、総理がどう言ったとかこう言ったとかいふことは問題になると思います。やはり税制調査会といふものを設けているのも、これは各界各層の意見を広く聞いて、そうしてそういうところで結論を出して、それにふさわしい処置をとる、これが国民から見望ましい姿だ、かように私は思っております。したがって、ただいま言われたような趣旨でこの輸出振興特別措置といふものは議題になる。私が議題になると言うことは、私個人としては、そういうものは廃止してしまふべきじゃないか、かように思うけれども、私の意見よりも総体の税制調査会がどういふような結論を出してくるか、その結論を待たないことには、いまこの際ここでとかかく申しまして、どうもこれはあまり意味がないのじゃないだろうか。私は、その点では慎重にやはり広く皆さんの意見を聞いた上で問題を取り扱ふべきだ、税の問題でありますだけにさように思っています。

○広瀬(秀)委員　総理大臣がとにかく趣旨についてはそのとおりに考えるといふことで、税制調査会もあることでありますから、そういうものにかけて十分慎重にやっていきたい。このことは私も、やはり期限到来の際には改廃を含めてやっていかれるという御趣旨だ、こう受け取って差しつ

かえないことだと存じますが、そういうように確認をいたしまして、時間があまりございませんので次の質問に移ります。

次の問題は、けさの新聞には非常に各紙とも税制関係のことが、読者は砂糖などの関税引き下げといふことで、通産省の物価安定対策といふような問題とも関連してそういうようなことも出ておりますし、所得税、住民税の課税最低限を大体同じくしていこうといふような記事も出ております。きょうは非常に税問題が各紙の一面のトップを飾っておる日なんでしょうが、こういうのも非常に珍しいことだと思ふのです。

そこで、ぜひこの点総理にお伺いしたいのであります。今日課税最低限が、サラリーマンの場合に標準家族で百万一千六百五十円である。これはサラリーマン減税で課税最低限がそこまで来まして、それに対して住民税のほうは、同じく標準世帯で七十二万九千円、こういうふうになつておるわけでありまして、大体三十万という開きが出ておるといふことであります。前にもこの委員会でも議論をいたしましたわけですが、昭和四十四年度で全国勤労者の平均家計支出、消費支出は約八十七万という数字が、ついことしの二月七日に報告されているわけでありまして、しかもこれは三・八九人という、四人家族にも足りない、そういうもので八十七万という消費支出がかかっている。これは全国勤労者の最低生活だといふ問題、平均生活費だといふ問題等、いろいろありますが、しかしそれにいたしまして、四十四年で、しかも四人家族で八十七万といふことから考へれば、四十五年度の税制改正においてよりやく七十二万九千円の住民税の課税最低限といふのは、どう見ても——最低生活費の平均的な数字をいま申し上げましたけれども、大体近いものだとおもうのであります。それすらも侵して課税している、すなわち生計費の中に食い込んでる住民税の課税最低限である、こういうふうに表現していいかと思ふわけでありまして、この問題

を、きょうの新聞によりまして、大蔵省筋では、これはどういふことかわかりませんが、その真意はまだはかり知れないのですが、大体今度は住民税も所得税の課税最低限も四人世帯といふことで基準をとろう。先ほど総理お答えになりましたが、この所得税のほうも四人といふものが実態に合うといふようなこと、夫婦子供二人四人世帯といふもので百万といふような新しい目標もあり得るというふうなことも言われましたが、住民税の場合も大体それに合わせて百万くらいのもので実現しようといふような意向もあるやに新聞でも報道されておるわけでありまして、そういうふうな所得税、住民税、両税にわたって三十万というふうな格差があるといふことは、少なくとも私もから見ればこれはけしからぬことだといふように考へるわけでありまして、その問題について私、いま若干の意見を申し上げましたけれども、これを所得税並みぐらいに、全く同じでなければならぬともいいたくありません。少なくとも三十万といふものは十万円ぐらゐの格差には、とりあえず来年あたりは縮めてもらふようにわれわれとしては強く要求しているし、これは国民の要望でもある、こういう立場で、その点についての総理のお考えをお聞かせいただきたいと思ふわけでありまして。

○佐藤内閣総理大臣　いまの税だけの点から見まして、国に納めるのも地方に納めるのも同一の人です。そういう立場から考えると、国にはどうももっと所得がある人が税を納めて、地方自治体にはそれよりも低いところで負担がある。どうも納めるほうの人から見ますと納得がいけないだろうと思ふのです。しかし、いまの国、自治体のあり方、これはなかなかむずかしい議論だと思ふのです。だから地方自治といふものを完全に遂行して、中央と全然関係なしでやれるかといふと、そうもいかぬだろうと思ふのです。けれども、特別な税をつくっているために、やはり税を徴収支出も自治体には相当あるのじゃないか。そんなむだなところ——むだとは申しませんが、ダブっている点も整理されれば、案外所得税と同じようにす

ることで地方住民税は片づくかも知れない、こ
らにも一つの問題があると思うのです。

しかしいま申し上げるに、地方自治と中央
と、その関係が一つあるし、それをいかに調整す
るかという問題、それから徴税の事務、その事務
がダブらないように、またむだにならないよう
な、もっと簡単に処理できるような方法はない
か。そうすると、きょうの新聞に出ていたよう
に、「日本経済」のような考え方も一案にだんだ
ん出てくるのじゃないだろうか。これはやはり地
方自治をそこなわないで、適当な財源を与えつ
つ、収税官吏というか、収税費用を別に取らな
く済むような仕組み、そういうものが考えられ
るのじゃないだろうか、かように私は思います。
もつと研究をしないことには、いかにも誤解を受
けやすい問題です。税の点だけでそれを扱うだ
けなら結構ですが、いかにも中央集権化をは
かろうとしておるとか、あるいは地方自治体の権
限を無視するとか、こういうような議論にも発
展しやういことですから、これはもう少し慎重に扱
わないと結論が出ないのではないだろうかと思
います。

ただ、納める人は、これは国だろが地方自治
体だろが同一人だ。そのことを考えると、もう
少し知恵のあるしかたをしないと、問題をよそへ
持つていって議論してはこれは解決されないこと
だ、かように私は思います。いま、どうしたら
いいか、その結論は申し上げておきませんが、
問題の所在のあるところを指摘したというだけ
にとどめておきます。しかしこのままでは私
も思いません。だからもっと簡素な収税方法も
あつてしかるべきだろう、かように私も思いま
す。

○広瀬(委員) 問題指摘をされたわけでありま
すが、私も、そういう問題についてはいろいろ
な問題があるだろうというところは十分承知して
おりますし、特に新しい憲法で保障された地方自治
と国の政治のあり方という問題については、常に
その問題を忘れて考えなくてはならないことを

強く考えるわけであります。

ひとつもう少し端的にお答えをいただきたいこ
とは、現状においてそれはいろいろ問題はありま
す。しかし片方の所得税は、平年度では百二万
九千円かになつてゐる、それに対して七十二万
九千円、そういう開きがある。なるほど地方自治
は貧富の差にかかわらず比較的均等というものは
均てんするじゃないか、だから低いところからも
出せ、こういわれるのですが、私はどうもこの七
十二万九千円というのは、住民税は地方自治の立
場では保障された税金ではあるけれども、やはり税
金である以上、生活費にまで食い込むようなおそ
れのあるこういう差というものは、しかも国の所得
税との間に約三十万の開きがあるというところに
いてどうお考えなのか。これはもつと何らかの形
で、少なくとも近づけていくという努力を、いま
いろいろ御心配な点をあげられて問題指摘をされ
ましたけれども、それらをかみ合わせながらも、
特に課税最低限という問題は、どれだけの所得の
ある者までを免税にしていくかというぎりぎりの
限度でありまして、それを考えて近づけてい
く、あるいはいろいろな問題を克服しながら同じ
ようなものにしていく、その辺のところの総理大
臣としての、問題指摘だけではなしに、こうした
いというところを、現状に照らして、いま私が申し
上げたような限度においてその判断のポイントを
しぼるとするならばどうか、こういう点でお答え
いただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 いまも、結論はきょうの新
聞に出てゐるところあたりが一つの方法じゃない
ですか、かように申したつもりでございませう。そ
の点がおそらく速記録にも載つてゐるだろう。
「日本経済」に載つてゐますね、それは一つの方法
だろう、かように思つております。

○広瀬(委員) 総理大臣でありますから、論言
汗のごとしというか、たいへん慎重に御答弁なさ
れておりますが、その意図されるところは、総理
大臣の気持ちもわかりますので、これもかなり前
向きに総理は検討される、また大蔵大臣等大いに

鞭撻してそういう方向に進むであらう、こういう
ように確認をしておきたいと思うのですが、よろ
しうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 これは大蔵大臣と申します
より、行政の配分が、財源を伴いながら適当に中
央、地方で配分されておる、そういうことが前提
であつて、いま申し上げるような結論になる、かよ
うに私思いますので、それらの点をも含めて十分
検討しなければならぬ。これは大蔵省だけではど
うしようもないことだ、かように思います。むし
ろ地方自治体のほうで積極性を持った処置が望ま
しいのじゃないだろうか、かように思つておりま
す。これはどうも自分たちの独立した財源がほし
いという意味のものが多分に働いておる、かよう
に私思つております。しかもこういうものは、課
税最低限が国と一緒になるならその不足分はどう
してまかなつてくれるかという問題にすぐなるう
かと思ひます。いま付加税やその他の形で、すい
ぶん国が地方に財源的には援助をしておる。私が
大蔵大臣時分から見ると、いまもちろん變つて
おりますが、それにしてもすいぶんふえてきて、
財源の中央から地方に分けるものがどんどんふえ
ておる。これで中央もなかなかむずかしい状態に
なつてゐるのじゃないだろうか、かように思つて
おりますから、いまの点はむしろ地方でひとつ処
理されたらどうか。それには地方そのものに、徴
税費をすいぶんかけていらつしやるから、そうい
うものがなくなるので、やはりやり得るのじやな
いだろうかというように私は思つております。

○広瀬(委員) これ以上論議をいたしません
が、この問題も国民が、所得税はある程度ま
あというところになった、しかしこれはもう各界各
層が、これからの減税の問題について、住民税の課
税最低限の引き上げというやうな問題を相当強く
出してゐなければならぬということが、いま
非常に強まら、広まら、国民の中の世論になつ
ておる問題でございませう。そういう意味でひと
つ、総理大臣はもちろんだ大蔵大臣、自治大臣の上
に立つ最高の責任者でございませうから、地方自治

の問題で自治省のほうからというやうなことは
なしに、ぜひ大いに最高の政治指導力を發揮し
て、私が申し上げたやうな趣旨に沿つてやうな方向
に進むように、今後とも御努力をいただきたいと
思ふわけでありませう。

次に問題を移しますが、社会保険医療報酬、税
制でも経費率がきまつておるのはこれだけなん
で、すね。しかも、昨年あたりも実態調査に近いもの
を、国税庁でもわれわれのこの委員会にだけ出さ
れたわけでありませうが、経費率もかなり下回
る、大体五〇%ないし六〇%ぐらいということも言わ
れておるといふやうなことになりますと、やは
りこの問題については国民がどうもおかしいとい
うやうな非常に大きな疑惑を持つわけでありま
す。私も、この制度が議員立法として出され
た、しかもその背景には医療保険の診療報酬のあ
り方、一点単価というやうなものの妥協という
やうなこと、そういう点で不当に税制にしろ寄
せしたという政治的背景があるということも承
知をいたしております。しかしこれが全然期限も
付されずに、しかもこの問題だけが経費率を法律
で定めたというやうな、どうも税制上異質なも
のになつてゐる、しかも非常に過保護であるとい
うやうな問題も最近指摘されてきておるわけ
であります。そういうやうなことから言ふなら
ば、これはやはりそういう治癒的ないきさつなど
も十分配慮しながらその面での改善を急ぐと同時
に、できるだけ早い機会にこれを公正な税制に変
えていかなければならぬ、もうその時期が差し
迫つてきた、このように考えるわけですが、片方が
だめだからといってそつちが、診療報酬制度とい
うものがいつになつたらきまらぬかわからぬ。特に
医師に対する技術評価の問題であるとかいろいろ
な問題なども比較的熱心にやらない、中医協なん
かですらだら審査をして、いつ果てるとも知れな
い論議にまかしておくとおきやうなことで、これ
はそれが解決つかなければだめですというので

は、やはり問題があるわけでありました。したがって、面から、そのほうの問題もしかるべき公正な結論をできるだけ早い機会に得てこれを改善すべきだと思ふのでありますが、大体そのめどをどの程度に置かれるか、この辺のところを、総理大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 このお医者さんの特別措置についてどの辺にめどを置かれるか、これはなかなかむずかしい。いま私が申し上げるまでもなく、議員立法でやられたことだと思つております。各党賛成されて議員立法でやられた、これがいまのところではたいへんな問題だ。ちよいと堀君がそこに——さつきまでいたようですが、いま出ておられる。よくこういふ問題で皆さんの御意見を合はされてしかるべきじゃないだろうか。とにかくこれはいまのところではたいへんな問題だと思ひます。お医者さんでも、病院につとめる人と開業医とは特別な違いがある、その不公平だけではないへんなものだ、かように思ひますので、こういう問題はやはり税の問題として取り扱ふべき問題だ。政府がいろいろ、その成り立ち等から申しまして、もう少し掘り下げてしかるべきであらう、かように考えます。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣は税制の最高責任者として、この問題についてどうお考えですか。

○福田国務大臣 これは広瀬さんも御承知のように、昭和二十九年に緑風会を除く各党一致の議員立法としてできたわけでありました。なぜそういうものができたかと申しますれば、医療費の単価問題と深く関連をしてそういう措置になつたわけでありました。そういうことでこういう特別な立法ができ、今日に至つておられるわけでございますから、大蔵省としてもその立法がいのかどうかという事はよく考へております。それで先般中間調査したのです。これによりまして、五〇%ないし六〇%、おっしゃるような数字が出てきますが、これはまだ中間調査です。しかもこの中間調査でありますけれども、医療費の単価問題がひつからまつておるといふので、この扱ひをどうするか

非常に苦慮しております。いずれにいたしまして、一方において適正な経費率はどういふものであるかという事を結論を出し、それが医療費とどういふふうな関係になるのかという事を勘案いたしましてこの問題は結論を出すべきものである、こういうふうな考へておるのであります。医療費の単価問題につきましては、これは医療費の根本的改正という問題がありまして、この問題とからまつてくる性格だと思ひますので、その医療費の根本的改正と関連をさせながら最終的に処置をいたす、こういうふうな考へておられるわけであり

○広瀬(秀)委員 この問題はいずれまたあとで、大蔵大臣は残られるのでありますから、その際少しやりたいと思ひます。

そこで、時間もございませんで、総理に最後に御質問いたしたいことは、これは予算委員会でも堀委員も取り上げられてきた、独身未成年者に対して今日の課税最低限三十三万八千六百三十七円という数字は、まだたいへん低いわけでありました。これなども踏まえながら、しかもこの未成年者は、納税は国民の義務だといへども、成人に達しない、いわば権利能力のない層であります。しかも大学教育も受けられるほどの余裕もないというふうな子弟が労働して賃金をかせいでおるわけですから、そういう一方において、また学生に對しては国立学校で百二十何万の予算も使ひ、私立大学の場合でも国費の支出も相当しておる。そういう問題点もあるし、これはやはり今日の佐藤総理の社会開発の一環としても、若い人がほんとうにりっぱに次の世代になる国民として、少なくとも権利が与えられない段階においては、税制の面でもメリットを受けるといふような政治の配慮というふうなものはいふ必要ではないか。もちろん、成人に達したとたんにその税負担が急激にふえるというふうなことも御心配されておるようでありまして、私はそれが何の程度であつてもいいと思ひます。成人式を何のためにやるかといへば、ほんとうに国民として、公民権の与えられ

たりつぱな国民になつたんだということを自覚させる意味でもあるのですから、そのことはあまり理由にならないのじゃないか。資格、権利のない未成年者、しかも若くして大学教育も受けないで一生懸命働く、労働の汗を流すというふうな者に對して、よりよき青春時代、それこそゆとりある青春時代を少なくとも送れる蓄積というふうなものも、こういうふうなものと對する何らかの配慮があつて初めてできるだらうと思ひます。

そういう問題意識において、この問題について何らか、未成年者控除なりあるいは思ひ切つて給与所得等の定額部分というふうなものをかなり大幅に上げるといふようなことを通じて、未成年者の人たちが——もちろん芸能界で年に一億もかせぐというふうなものは別であります、そういうものは幾らでも切りようがあるのですから、そういうレアケースをいろいろ引用されずに、大多数の未成年労働者、こういうふうな人たちに對する税制上の何らかの優遇措置というものをこの際、これは佐藤総理の画期的な善政として考へていただけないか、こう思ひわけでありまして、いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 だいたいおだてられました、しかしどうでしょう。勤労未成年者について、は實際同情すべき点もある。ただ、未成年者なるがゆゑに所得があつても税は払わぬ、そういう単純なものではないだらう、かように私は思ひます。(発言する者あり) 不規則発言はちよつとやめてもらつて……。でありますから、いまの上ほど考へるべきものとして考へるとすれば、勤労未成年者についての最低限はもう少し引き上げて、そして課税基準を適當なところへおさめて、全然無税にするというわけにはいかぬだらう、かように思ひます。私は最近の大体の傾向から見まして、所得の課税限度というものはだんだん高くなつてゐる、かように思ひますので、そういう点もだんだん解決されるんじゃないか、かように思ひますが、いかがでしょう。ただ勤労所得者といわれると、いかにも気の毒だ、学校にも

行けないんだ、どうも税は冷徹なもので、ずいぶん冷たいものだと思へるようにも思ひますが、その公平なほうをもつと大事に考へないと、あたたかみより以上に、税で公平さを欠くこれは国民から不信を買う、そういうことにもなるうかと思ひます。したがつて、ただいまのような最低限がもう少し高くなる、こういうふうな方法があればけっこうかと思ひます。そういうふうなこともあわせて税制調査会でいま検討してもらひ。それより以上にはどうもこの際申し上げかねます。よく検討してみます。

○広瀬(秀)委員 それじゃこれで総理に對する質問は終わります。

自治大臣せつかくおいでになりましたので、お伺ひいたしたいわけでありまして、いまも総理に質問をいたしまして、いかにも住民税の課税最低限が——昨年よりは十万ばかりふやしたけれども、今日所得税のほうも課税最低限が上がつてまいりました。依然として両税における課税最低限の乖離約三十万はそのまゝになつてゐるという問題点を指摘いたしました。そうして七十二万九千円というものは、適正水準の生活程度といふものに支出される消費支出の中にむしろ食い込んでゐるのではないか。税は何税であつても最低生活費に食い込まない、生活費に課税せずということが大原則だと思ひます。これは先ほど申し上げたのですが、毎勤統計四十四年分で三八九人、すなわち四大家族にもならないもので八十七万円の消費支出をいたしてゐる。これは主税局長のお話によると、若干のレジャーと貯蓄分も入つてゐるということなのであります、それにいたしまして、いまのたてまえでは課税最低限は五人家族の場合でございまして、そうしますと少なくとも二十万三千円がそのまゝつけ加はると思ひます、かりに二十万だといつたとしても、百七万ぐらゐのところが勤労者の平均的な生活費だ、こういうことになるわけでありまして、それから見ましても、それでは三十万も貯蓄や不必要なレジャーを樂しめるという余裕が別にあるわけじゃない

い、そういう人たちに對して七十二万九千円の課税最低限を設定されているのはいかにも低過ぎるのではないかとこのことを考えるわけでありませう。

そこで自治大臣、この問題について、課税最低限はまるまる一致させるということが理想であります。今日の段階で諸般の事情を考えれば、地方自治の中には公益負担というやうな面もかなり濃いのでありませうから、そういうことを考えましても、少し乖離が激し過ぎる。十万ぐらゐの差という程度ならいまのたてまえでも許されるのではないか。しかし三十万の開きというものは、最低限度額が絶対的に低いということは大臣もお認めになるのじやないかと思つてあります。この点について、將來この課税最低限と所得税の課税最低限との關係をどういふやうに考へていくか、自治大臣の見解をお示しいただきたいと思ふ。

○秋田國務大臣 御承知のとおり、住民税と所得税とは税の性格が多少違ひますので、必ずしも両税の課税最低限を一致せしめなければならないというところは税の性格上考えられないのでございませう。しかしながら住民税におきましても、課税最低限には生活上の最低生活費というものを十分考慮しなければならぬことはもちろんでございまして、その点は考慮しておるのであります。そこで、いま二十八、九万の差がここにございませう。これは差を縮めよという御意見でございまして、われわれもできるだけこの差を縮めたいと思ひます。しかし一挙にこれを縮めることは地方財政に及ぼす影響等もございませう。それは税制調査会の御意見等も伺ひながら検討してまいりたいと思ひますが、本年度におきましては、昨年度と比較いたしまして、所得税、住民税の間の課税最低限の差というものは少し、ほんの少しでございませうが縮まつたわけでございます。そこで、縮めよという考え方は十分あるのでございまして、今後ひとつできるだけ地方財政その他国民生活の水準等の推移をよく見きわめながら、この差の縮小

につとめてまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 差が縮まつたといまおっしゃつたわけでありませうけれども、その額はもうほんとに微少なもので、縮まつたといふおっしゃるやうな縮まり方ではないと思つておられますね。大臣としては、当然所得の差に比例して地方自治の恩恵が国民に及ぶわけでもない。所得の多い少ないにかかわらず利益はかなり平等に受けるという面があるといふことは私も十分承知をしながらも、なおかつ、この乖離がはなはだし過ぎるではないかといふことを私も指摘をしておるわけなんです。

それで大臣、いま地方自治は最近一ころよりはかなり好転した、こういうことで、予算編成の際にいつでも大蔵大臣と自治大臣がいろいろやり合はれて、このごろではもう国に金を貸す立場になつてゐる。今日では約九百十億でございませうか、そういう状態でございませう。

○秋田國務大臣 九百十億ばかり、いわゆるお貸ししておるという状態になつておるわけですが、これはいつときから比べてみれば多少よくなつたといふことは言えるかも知れませんが、しかしこれで余裕を生じたといふわけじやございませう。で、やはり地方道でございませうとか、下水道とか清掃設備であるとか、生活環境設備等について社会資本の水準がまだ低い。これを十分充実強化していかなければならぬ使命がございませうので、こういう点を考えますれば、地方財政は決して余裕を生じたとは言えないと思つていますが、とにかくいま御指摘のとおり、ここ三年両省間のいろいろの折衝によりまして、九百十億圓ばかりのいわゆる借り貸しが生じておることは事実でございませう。

○広瀬(秀)委員 地方自治の行政水準が理想的な姿にいつているとはだれも認めてないわけですよ。しかも地方自治が地域住民の生活面で非常に密着した諸問題と取り組んでおられるといふことも考へて、私もそういう見方をしておるわけでありませう。しかし、そういう中でなお国に九百

十億も貸しをつくるというところまできてゐるんなら、この際もう少し課税最低限も――先ほどちよつと上がったと言ひますけれども、大体去年は所得税の最低限九十一万に對して六十二万三千圓、これも二十九万圓程度の差です。ことしも二十九万に對して七十二万九千圓ですから、これも二十九万ぐらゐ。これはまあ二十八万何千圓といふことで、ほんのちよつと、何千圓といふ程度の引き上げだけでございませう。だからこういうことではなしに、ことしあたりは当然地方財源とされるべきものを國のほうに召し上げられないで、もう少し抵抗して、こういうところに使つべきではなかつたかと思ふのでありますが、来年あたりは、昭和四十六年度には一体どの程度まで、國のほうでもまた若干の所得税の最低限の引き上げもあろうと思ひますが、少なくともこれよりは大幅に上げてこの差は縮める、こういうお考えと大臣の先ほどの答弁をとつてよろしうございませうか。

○秋田國務大臣 ただいま申し上げましたとおり、その差を縮める考えは十分持つております。しかし、地方財政上におきましていろいろな財政上の需要もございませう。また減税の要望もございまして、彼我いろいろ勘案をいたしまして、いま直ちにどれだけの額を住民税の課税最低限におきまして引き上げられるかといふことを、ここに具體的数字をもつて明言することはできませんけれども、今後税制調査会等にも御検討を願ひ、關係方面とも連絡、検討いたしまして、できるだけその差を縮めることに努力をいたしたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 この点は総理も、自治大臣に大いに期待してゐるという趣旨の御発言があつたわけでありまして、その方向で十分ひとつ御努力いただきたいと思つておるわけでありませう。

そこでもう一つ、これは自治大臣と大蔵大臣の両方にお聞きしたいのですが、国税の一人当たりの負担額、これは単純な算術計算で十年前の三十六年と四十五年と比較してみただけですが、三十九年一人当たり国税負担額が二万三千八百四十

七圓、四十五年は七万一千九百六十七圓で、これは三・〇二倍、約三倍ですね。地方税のほうは當時九千七百三十三圓が三万三千四百六十八圓となつて、これは三・六五倍ぐらゐになつておるわけですね。こういう面から見ましても、いわゆる負担の割合、負担額がそういう倍率でよいふえてゐるというところは、やはり国税よりも地方税が相對的には重税感をつくる一つの問題点になつてきたといふやうに言へると思つておられますが、この辺は一体どういふ事情でございませうなことになつたのかといへば、やはり地方税の減税が努力が少しずつ足りなかつた、こういうやうに思ふわけでありませうが、この点についてどういふやうにお考えでせう。

○秋田國務大臣 この点は私も正確に数字的に説明する資料をいま持ちませんが、また検討もあるいは足りないかとは存じますが、やはり國と地方との仕事の配分、これに見合ひました合理的な税源の配分という点を考慮しなければならぬと思ひます。それにつきましても、ただいま申し上げましたやうな課税最低限に対する引き上げの努力等、いろいろ検討すべき点は多々あるかと存じますので、今後はそういう面にあたりました。總合的に十分検討する必要がある、その結果によりましてひとつ負担の合理化をはかる、均衡をはかる、こういう点についても詰めてまいりたいと思つておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 これは自治省の事務当局にちよつとお伺ひしたいのですが、昭和三十五年の県民税、個人分ですね、これが二百九億だった。ところが四十四年では千八百五十三億で、これはまた驚くような九・九倍、約九倍に近いですね。この間に法人分は三百二十二億が九百九十七億といふことで、これは三・一九倍ぐらゐ、こういうたいへんな倍率のアンバランス、約九倍と三倍、これは皆さんは地方税の専門家として、一体どういふやうにこの点をお考えなすか。

○首藤説明員 最近におきまして都府県民税と市町村民税の伸率ははなはだしく違つてきております

のは御指摘のとおりでございます。これは経過がございまして、実は御案内のとおり、昭和三十一年度以降所得税から地方の住民税への税源移譲を受けたもので、この場合都道府県が非常に財政的に困っておりまして、その都道府県が非常に困窮しておりますので、当時の額で百八十一億ほど住民税を強化をしたわけでございまして、現在の都府県住民税の二、四、四という率はその際に設定されたものでございまして、それから、その後は県民税及び市町村民税とも、最近になりまして課税最低限の引き上げによって減税をいたしておるわけでございまして、特に市町村民税におきましては、三十七、八、九、四十年、この四十年間にわたりまして、従前の課税方式が五つございまして、OP1とかOP2とかいろいろとわけてございまして、これが各市町村ごとに非常にアンバランスでございまして、これを一本化をいたしました。そのことによりまして市町村民税の減収が、合計で当時の金で四百五十億余りになるわけでございまして、そういう状況がございまして、伸率の相違を来たしておると考えております。

○広瀬(秀)委員 この期間に、市町村民税の場合には千二百八十億から四千八百六十九億、三、七二倍くらいに伸びておるわけですね。いま都道府県は財政的にある程度ゆとりのある状態になってきた。しかし、それに比べて市町村は非常に苦しい状態、特に過疎地帯などではたいへんなことというふうなことで、過疎の衆議院を通過した法案等について、それらについてある程度の対策がなされておられますけれども、この県民税が百五十万を境にして二、四、四という比例税率になっている、こういうような問題について、このままの姿でいくのか、あるいは前のような形に戻すべきか、そういう比例税率の二、四、四というふうなもの、このように非常に急激な倍率で県民税負担が増額されてきた、それだけ都道府県の県民税がふえてきたということに何か寄与しているような気がいたすわけでありまして、私も地方税の専門ではないものですからよく勉強してないの

ですけれども、その辺のところが感觸、何かあります。

○首藤説明員 御指摘のような県民税及び市町村民税におきまして税率問題もいろいろ議論の対象になっておるのではございまして、最近の動向といひましては、先ほど御指摘がございましたように、住民税の減税はまず何よりも先に課税最低限度をできるだけ引き上げていきたい、この方向に努力を集中したわけでございまして、財政上の能力的にもそれを第一に取り上げてまいった、こういうことでございまして。

それから道府県民税が二、四、四の、わりにフラットな税であり、市町村民税のほうは一、四、四のことにございまして、課税最低限を引き上げてまいりました場合の両税の伸率、これはむしろ累進課税の状況をとっております市町村民税のほう、若干でございまして伸率がよろしいわけがございまして、先ほど御指摘の道府県民税がひどく伸びたというのは、その移譲の問題と、それから市町村民税を統一方式にいたしましたということ、この二つが大きな影響であったと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いま、そういう都道府県民税は比例税率、また市町村民税は國税の税率に近いような累進課税をやっておられる、こういうふうな点で、都道府県といふものと市町村、同じ自治体、普通地方自治団体であるわけなんです、その課税方式といふものが道府県の場合により有利に働き、市町村の場合に不利に働いている、そういう税率構成というふうなもの、そういうところの原因があるのか。あるいは市町村というふうなのは、今日問題になっている過疎問題なんかの影響を強く受けているというふうなところに問題があるのか。税の立場から見るとこの比例税率、累進税率、こういうふうなものについての検討をもう一べんしてみる時期ではないのか。そういう、最近では都道府県が比較的ゆとりがあるようになつたのに対して、市町村がさらに財政的には苦しくなりつつある、しかもやることは山ほどあるとい

うような問題について、その辺のところでの税収をバランスをとっていくという点で何らかのお考え、構想といふものはございせんか。

○首藤説明員 ただいま申し上げましたように、都道府県民税が二段税率、それから市町村民税がかなり累進税率といふことをとっておりまして、ことによりまして、市町村民税の伸率が落ちるといふことを申し上げたものではございせん。むしろ若干でございまして、逆でございまして、したがって、そのことによつて市町村民税の伸びが非常に落ちたという事実はないわけでございます。最近、道府県関係の税収がかなりよくなつてまいりましたのは、これも御案内のとおり、法人関係の税収がかなり府県で多い、こういうことに根ざしております。市町村税関係の伸率があまり芳しくない、ございせんのは、固定資産税等の伸びが鈍い、こういうことにも影響があるわけでございます。

なお、全般的には、まだ地方税収入は御案内のように全地方歳入の決算では四〇％にも及びかねるというふうな状況でございまして、その点も、特に府県に対してたくさん税が入つておるといふようにには私も考えていない次第でございまして。

○広瀬(秀)委員 いま参事官がおっしゃったことは、市町村等でいわゆる標準税率を超過して税率をきめておるところが非常に多いのも多いですね、こういうものを前提にしての御議論ではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○首藤説明員 御指摘のように、住民税におきましてはかなりの団体が標準税率超過課税をいたしておりますが、そのことにかかわらず、税率のあり方として考えてみました場合に、この税率のとり方が違ひゆえをもつて市町村の率の下がる、こういうことではないと思ひます。

○広瀬(秀)委員 この、いわゆる超過税率適用問題といふのはかなり大きな問題だと思ひます、この問題については大臣、どういふふうにお考えでしようか。

○秋田国務大臣 超過税率は、地方において必要なものの経費を自主的に支弁させるという必要上から出ているわけでございまして、しかしながら、慢然と常にこれにたよつていくといふことはとるべきではないのでありまして、本来の税率の趣旨に應じて運用を適切にするように指導をしてまいりましたし、今後ともその指導を強化していきたい、こう考えております。

○広瀬(秀)委員 これはぜひひとつそういうことで努力をしていただきたいわけでありまして、きよこの日経に、國税と地方税の関連の問題で、大蔵省筋は所得税と住民税の課税最低限を同一にした、而して課税対象年次が違ひ、これは地方税は前年を基準にする、こういうことを同一年次にしたといふこと、それから徴税事務を、國の税務署が都道府県、いずれかに集約をするといふ、こういう考えが大蔵省筋にあるといふことが新聞に出ておるわけであります。自治大臣としては、この三つの問題点、つまり徴税事務を一元化するといふ問題、それから同一年次で課税所得を押しえるといふ問題、さらに課税最低限は両税とも一本にしたといふ考えがあると思ひます。一つは、これら三つの問題点についてどういふふうにお考えか、御所見を承りたいと思ひます。

○秋田国務大臣 住民税を前年度課税、所得税と同じにしようといふことは理想であり、そうしたことも思ひますけれども、現年課税として基準を同じにすることには、これは源泉の納税義務者に、事務的に、地方税の税率がいろいろ違つておる点等がありまして、非常に負担を課するといふような点がありますので、いま直ちに実行は行ない。

課税最低限のことは、ただいま申し上げたとおりでございます。

徴税につきまして互いに協調しまして、簡素化をはかつていくといふことは、これはけっこうなことだと思ひます。お互いに研究をいたすべきたと思ひます。しかしながら地方税には地方税

としての独立の立場がございまして、この自主性をなくすような形、あるいは美質的にそのようにする形、すなわちこれが、徴税機構の一本化等が進展しまして、地方税が昔のように付加税的な制度、機構というようになるとは、いまだうか。この点は、そういうふうなことが必ずしもいいとは考えておりませんので、その点は、自主性をあくまでも保つていきたい。それを害さない程度におきまして、おいおい、徴税の手続を簡素化する等はいまもある程度やっておるわけでございしますが、さらに、その自主性をそこなうことなく、具体的にいろいろな方法を検討し、研究をしたらよろしく、こう考えております。

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣にお伺いしたいのですが、この所得税、住民税の問題について、課税最低限を同じレベルにしたいということ、これはこれだけ有力紙の第一面に出るわけですから、大蔵省としてもある程度固まったお考えなのではないかと思ふわけでありまして、所得税と住民税との間における課税最低限をほぼ同じにしたい、同一にしたいという表現でここにあらわれないで、この問題については、大蔵大臣としては、どのようにいまのところ構想を持っておられますか、御所見をお伺いしたいと思ふます。

○福田(秀)委員 私は、まだ新聞を見ておらないのですが、いま広瀬さんから伺うところによりまして、まず課税最低限を中央地方一緒にしよう、こういう点が書かれておるといふのですが、これは理想としてはあるべきだと思ふます。しかし、いま自治大臣もおっしゃる通りに、地方財政の現状からしまして、一挙にそこまでというのはいまなかなかむずかしい。しかし漸進的にそこへ近づけていくという努力は、いま自治大臣も言明しておるとおり、ぜひ私どもとしてもやっていただきたい、こういうふうに考えております。

第二点の問題、つまり中央地方の税制並びに徴収事務の一元化、こういう問題、これは私は、非常にそこに問題がいま実際にあると思つております。つまり、いま国の徴税費また地方の徴税費、

これは非常な格差があるわけですが、これは、たいへんな格差、何倍という徴税費が地方税にはかかっている。しかも徴税公務員が、地方では約八万人もおられますが、納税者というものは、これはもう国も地方も両方において同じ人なんです。したがって徴税費がそれだけ地方でかかるということ、それはそれだけ国税においても煩瑣な手数料がかかっている、その上に地方においても何倍かの手数料がかかっているのだということを示すもので、こういうふうに思ふます。そこで、何とか中央地方を通じて税制上また徴収上において、これを相協力して総体として縮めることはできないかというところは、今後の中央地方を通ずる税制の、これはもう一大焦点である、こういうふうに私は考えているわけでありまして、もとは付加税方式というふうなことがあつて、地方税は非常に簡素に決定せられて、その徴収にあたりましては、逆に国が地方にその徴税を委託するというふうなことであつて、その中央地方を通じての納税者との関係というものはきわめて簡素であつた、また明快であつた、こういうふうな思ふのですが、今日は非常に複雑な事態になつてきています。これは私は正しければならぬことだ、こういうふうに思ふのです。ただ地方自治団体あるいは国会の一部に、あまり中央地方の一元化というふうなことが行き過ぎると、地方自治の精神、地方自治の自主性、独立性というものを阻害する、傷つける、こういうふうな御意見もあるようですが、私は決してそういうことにはならぬと思ふのです。徴税の、あるいは税制の事務を一元化する、こういうことによつて、決して地方自治がそこなわれるようなことはあるまい、こういうふうに考えます。

が、何かそういう抵抗感というのか、そういう感觸を地方の方あるいは国会の一部においてお持ちのようであるが、そういう観念は、もうぜひ正していただきたい、こういうふうに思ふのです。これは非常に大事な問題でありますので、そういうよりな点については、ひとつ自治大臣とも今後よく話し合つてみたい、こういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 地方税と国税の関係について、いま徴税の一元化というふうな点については、わりあい明快な御答弁があつたわけですが、そこで、ちよつと先ほども申し上げましたけれども、地方自治の財源から、すでに九百十何億というものを国が借り上げの形で引き揚げてしまつて、こういうことが、やはり今度の課税最低限の引き上げなどについても、きわめて不十分なものにした一つの原因になるのではないかと、いふように考えるわけでありまして、そういうことでございまして、やはり自治大臣も、課税最低限は、国の所得税の課税最低限にできるだけ近づけていきたいというところを表明されたわけでありまして、それから、そういう努力に対して、大蔵大臣が、国のさいふを握る立場において、いつでも予算編成期に地方財源を引き揚げてしまふというふうなことは、これはやはり返すにしよう、その年その年のそういう税制改正というふうなものを不十分なものにするところもつながらるわけでありまして、その辺のところは十分ひとつ両大臣で御検討をいただいて、もちろんこれは、非常に大きな、いわゆる中央集権的なことはいけない、地方自治というものは憲法上保障された住民自治の本旨に従つてやうな立場、さらに事務の分配というふうなこともどう適正にやうていくかというふうな問題なんかもからんで、なかなかむずかしい問題点はあるにしても、できるだけそういう方向で、理想の方向に向かつて前進をするように御配慮をいただきたいと思ふわけでありまして。

そこで、最後に自治大臣に伺つて、それが終わりましたら歸られてつこうなんです、個人事業税の問題であります。これは中小零細の個人事業者からは、昔から長い歴史があるわけでありまして、これはもう二重課税であつて、廃止してほしい。しかも担税力の弱い者からそういうものを取るというのはいけぬではないかというよりなことが、ずつといわれてゐるわけでありまして。

○秋田(秀)委員 御承知のとおり、事業主控除を四十五年度は大幅に引き上げまして、ただいまおっしゃつたとおり、三十二万円にする予定でございまして。従来も、専従者の控除につきまして、あるいは完全給与制の実施というふうなことにつきまして、いろいろ努力をしまつたのであります。今後は、今後といへども、中小企業者に対する負担の軽減につぎまして、十分関係方面とも検討いたしまして、軽減につとめてまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 自治省、けつこうでござい

そこで、今度、あと幾らも時間が無いのですが、大蔵大臣、この配偶者の控除からは、個人事業者に、いわゆる事業所得者に対して配偶者の取り扱いが、青色申告者についてはまあ完全給与制になつた、こういうことで、いわば理論的には、それほど常識を逸脱しない範囲では何万円の給料を出したというふうなこともないわけでありまして、同じ事業をやっている、なかなか夫婦かけ向かいで商売をやつておつて、まだ記帳等も十分できないものだから、白色申告しかやれない。これは、いわゆる配偶者控除を受けるにすぎない。こういう問題の間における取り扱いの差というものはあまりにも激しくなり過ぎ、はなはだしくアンバランスになり過ぎているのではないかと、こういうふうに考えるわけですね。この点については、白色申告者にも、やはり少なくとも給与を常識的な線で出すということについて、同じような取り扱いをしてもらいたいのではないかと、思ふのですが、この点はどういうふうにお考えでし

若干ずつ事業主控除というふうなものも引き上げて、今回は五万円引き上げられて三十二万円まで引き上げたというふうなことであります。この点について、自治省当局としては、この事業税ももつと税率を下げるなり、あるいは事業主控除をもつと引き上げるなり、こういうふうなことにいつては、いまだうようにお考えでござい

○秋田(秀)委員 御承知のとおり、事業主控除を四十五年度は大幅に引き上げまして、ただいまおっしゃつたとおり、三十二万円にする予定でございまして。従来も、専従者の控除につきまして、あるいは完全給与制の実施というふうなことにつきまして、いろいろ努力をしまつたのであります。今後は、今後といへども、中小企業者に対する負担の軽減につぎまして、十分関係方面とも検討いたしまして、軽減につとめてまいりたいと思つております。

そこで、今度、あと幾らも時間が無いのですが、大蔵大臣、この配偶者の控除からは、個人事業者に、いわゆる事業所得者に対して配偶者の取り扱いが、青色申告者についてはまあ完全給与制になつた、こういうことで、いわば理論的には、それほど常識を逸脱しない範囲では何万円の給料を出したというふうなこともないわけでありまして、同じ事業をやっている、なかなか夫婦かけ向かいで商売をやつておつて、まだ記帳等も十分できないものだから、白色申告しかやれない。これは、いわゆる配偶者控除を受けるにすぎない。こういう問題の間における取り扱いの差というものはあまりにも激しくなり過ぎ、はなはだしくアンバランスになり過ぎているのではないかと、こういうふうに考えるわけですね。この点については、白色申告者にも、やはり少なくとも給与を常識的な線で出すということについて、同じような取り扱いをしてもらいたいのではないかと、思ふのですが、この点はどういうふうにお考えでし

うか。

○福田国務大臣 いま青色申告、白色申告、こういう制度があるわけでありますが、私は何とかして、全申告納税者がこれは青色申告になつてもいい、というふうな考へておられます。それには、何がしかのメリットを青色申告のほうに与えていかなければならない、そういうふうな見地からいたしますと、ただいま問題とされておられます青色申告者には専従者給与の控除を認める、これは私は一つの有力なる手段であるというふうな考へます。同時に白色申告の人の課税は、これは青色申告に比べますと、まあきつめて大ざつぱなものに實際はなつておると思つてあります。その中で配偶者だけを取り上げてその控除を認めるということは、これはいかげなものであらうかというふうな考へます。せつかくのお話でございますが、白色の者に対しては配偶者の専従者給与の控除を認めるということは、これは私はいまこの段階で、そう考へてみようというふうな気持ちになれません。

○広瀬(秀)委員 理由としては、青色申告をふやすというだけの理由なんです。やはり税制における公平の原則からいけば、この取り扱いというものは、もっとそういう角度から検討してもいいことではないのか。これは国の都合だけで割り切つてしまつて、青色申告がみんなに普及して一〇〇%やれるようにという、政策目標だけで課税の公平というものをそこまで書いていいか。いまは、たとえ月給を三万円に上すといつたとしても、年には三十六万、ボーナスを入れば四十五万にも五十万にもなり、片方では十八万くらいだ、こういうものでは、政策目標を追求するといつても、その間における公平というものが犠牲にされる、あまりにも高価な犠牲ではないのかという点を心配するわけなんです。もう少しそういう点で——この政策意図はわかります。私も私もそういう方向は、青色申告をふやしていきたいという気持ちにはわかります。わかりますけれども、それにしてもあまりにも高価な犠牲を負わしてい

るではないか、こういうふうに考へるのですが、何らかそこらところ、いい知恵はありませんか。

○福田国務大臣 いま配偶者というふうな申し上げましたが、配偶者ばかりじゃない、専従者全体についての問題であります。白色の場合には、それが一体ほんとうに専従者であるかというふうな判定が非常に困難です。事実上そういうふうな困難が伴う。同時に、先ほど申し上げましたとおり、そういう問題について青色、白色の間に何がしかの差別がある。これは私は、これから税制を育てていく、りつぱなものに育てていくという上におきまして、たいへん理由のあるところではあるまいか、そういうふうな考へるわけでありま

す。何かいい知恵はないかというお話でございますが、いま私はいい知恵がありません。またいい知恵でもありましたら、ぜひお聞かせ願ひたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 いい知恵は、私どもはやはり白色に対して、給与制をとつてもその問題はな

い。やはり白色には白色として、これはやりたくてもやれないという人なんです。そういうものがやっぱりできるだけ残らぬように、お互い

うことなんでしょうが、そういうことを考へ、しかも今日ではもう——あの四十年、四十一年のときにはまさに不況対策というところで、いわゆる景気に対する刺激をこういふ面からもつけたというふうなことであります。今日ではもう過熱を心配されて、いろんな手を打たれておるわけ

です。金融引き締めもやり、そしてまた輸出買手、いままで聖域みたいになつておつた輸出買手の制り引き率も引き上げるといふようなことでやつておる。そういうようなことを通して景気の鎮静化をはからなければならぬというふうな時代には、一〇%か、まあ大蔵省が表面上言われておるより一・七五%上げたというふうなことで、そ

ういう点についてもきき目はまずないのではない

かと思つてあります。実際に法人税の負担率というふうなもの、諸外国に比較しても低いことはいまさら数字をあげて申すまでもない。そういうようなことでありますから、前に四十年、四十年、二回にわたつてやつたものを、少なくとも一・七五%、次に段階ではさらに一・七五%くらい

は、広瀬さんが御指摘のように、二年後当時において見通される経済情勢をよく勘案いたしまして、これを存続するの、あるいは軽減するの、廃止するの、あるいはいかに増税するの、そういうような点を考へてみたいと思ひま

す。それから同時に、これから将来のことを今日展望しますと、これは財政は膨張すると思つておる。それから国民の税負担というものが幾らか上がつていく傾向を持たざるを得ない、こういうふう

に思つておる。しかしそれにもかからず、所得税におきましてはこれを軽減せよ、こういう御

要望がある。その問題もまづ正面から取り組まなければならぬ。そういう際はどうするか。つまり財政は膨張します、また所得税の減税はしなければならぬ、そういうものに対して、その財源を一体どうするか、こういう広い税制問題が当面われわれの課題となつてくるわけでありま

す。そういう問題でも、こ

ういうふうな考へておるのであります。これらの点につきましては、税制調査会、また皆さんの御意見、こういう各方面の意見をよく伺ひまして適正な結論を得たい、そういう考へ方でありま

す。まあ具体的な法人税率の問題は二年後の時点においてきめる、こういうふうな申し上げるほかに

だろうと思ひます。

○広瀬(秀)委員 絶対的に法人税の負担割合とい

うものは、諸外国から見ても日本が一番安くなつておる。地方税を含めた段階で考へてみましてもなおかつかなり低い。アメリカの四八%に対してやつと四〇%程度である、地方税を含めてもそういうことにも相なつておるわけでありま

す。やはり担税力というものは十分日本の法人、特に大法人の場合にきつめてゆつたりのある状況に

ある、こういうことを考へて、もう少しこの問題については、これから増大する高福祉高負担というふうな時代を迎えて、やはり担税力のきつめて豊かなところにもつと目を向けていくというこ

と、単に間接税増徴というふうな方向だけを示唆

されるのになしに、こういふところにも目を向けていたのだというところを強く要請をいたしておきます。

そこで、今回の租税特別措置で懸案の、毎年毎年もうすつとここの十数年来続けられておる利子・配当の問題について、一応四十五年度は大体現状どおりであります、四十六年から五カ年間で、大体の長期の見通しに立つて現状より一歩進めた改善をする、こういふことが利子・配当それぞれについて出てきたわけであり、そこでいま私どもが考へるのは、こういふことで五年の期限を付したというところで、その期限が到来した先もまたこれと同じ程度のものでやっていくのか。これはきわめて緩徐な、いわゆる激変緩和の立場でやられたと思ふのです。それについても私どもは非常に不満があるわけですが、これについては五年たつたらどうするかということも、これは私どもとしては重大な問題だ。それ以前に、今回の措置そのものについていろいろ問題があるわけなんだけれども、それは一応さておいて、それで五年先にはまた様子を見る、そしてまた、大体最後の三年のところでもやるものを、すつとまたこの期限を延長していくというようなことはよめやならないうだらう、こういふように考へるわけなんです、その点については、大臣、明確にひとつ方針を出しておいていただきたい。

○福田国務大臣 今回はいつもの時限と違ひまして、わりあい長い時限で法改正をお願いしておるわけであり、これはやはり納税者にとつての展望を与えておいたほうがいだらう、こういふふうに思ひます、五年の間は少なくともこういふ形でいきますよ、しかしその中途の二年目というところはこういふ変化がありますよというところをはつきり頭に置いて経済活動をしていただく、こういふことで長い五年という時限にいたしましたわけです。

さて、その五年後のことを一体どうするか。これはそのときの情勢でよく判断してみなければならぬことではございますが、その時点における国民

の皆さんの御意見を広く伺ひまして、適正な結論を得るようになりたい、こう申し上げるよりはかは今日ではないわけであり、

○広瀬(秀)委員 この問題は、また各委員もあとからやられることである、その程度にしておきますが、大体五年先にはこの配当・利子に対する優遇というものはもう一切なくなるのだ、こういふことが当然の前提にならない限りは、私どもとしては今度の改正案にとても賛成するわけにもいかぬし、その中身についてもいろいろ問題点があるわけなんです、そういふうちに五年というより長期にわたつて今度やられたわけですから、少なくともそのあとまた同じようなものが残るといふようなことはしないように、もうこれだけでも国民の税に対する考え方というものがかなり好転するだらうと思ふのです。こういふものがすばつとその段階ではなくりますよというのとなれば、国民の納税意識というよりなものも、こういふようなところから一つ一つはぐれで、喜んで納めるといふような時代も来るわけ、そういふための努力を十分期待いたしておきたいと思ひます。

次に、この前阿部委員も取り上げた問題で、ひとつだめ押しに確認をしておきたいわけですが、貸し倒れ引き当て金は今日全体的に一兆一千二百二十九億もある、こういふことになっており、そのうち特に金融機関関係だけでも五千五百八十八億という巨額にのぼつておるわけであり、この実際に引き当てをしておる額といふものはほんとうに、〇・二%とか〇・三%とかいうようなきわめて少額である、こういふ引き当て金が無税で、いわば内部留保として企業活動にきわめて大きなプラスになっておる、これはもちろん課税の繰り延べだといふ説明はあるわけであり、けれども、少なくとも金利のつかない自由に使へる金が内部にそれだけ蓄積されている、それを税制で見ると、こういふことになっているわけであり、これは一般的な租税特別措置に対する国民の側からいろいろ問題にされる点で、そう

いう実態からいっても今日これはきわめて不当なものになりつつある、過保護であるということになりつつあるわけですね。この問題については本会議でもいろいろ行なわれたわけであり、これを具体的にこれをどうなさるといふ考え方、これを大蔵大臣としては固められておるだらうと思ふのですが、この点をひとつはつきりさしていただきたい。

○福田国務大臣 貸し倒れ準備金の率は昭和三十九年の税法改正によりまして今日のようになつたわけですが、それ以前は累積方式と申します、それがその改正によりまして当該年度の貸し倒れの繰上りがえ、こういふふうになつたわけなんです。そういふような制度改正がありましたので、当時きめられた今日の準備率は、どつちかというところからゆとりを持ちながらきめられた感があるのではあるまいか、そういふふうに見ておるわけであり、そういふふうに見ておるわけであり、この問題はまさに広瀬委員の御指摘のとおり、検討してみようという問題であり、必要があり、再検討いたし、実績を見まして、必要があり、すなはち改正をいたしたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 ぜひひとつこの問題は積極的になつて、やはり先ほど申し上げた一兆一千億のうち大体半分は金融機関が占めておる、そのほか各業種にわたつておる半分の半分がある、この問題というところにあると、その半分がある、この問題も、問題のあるところもほかにもあろうと思ひますが、特に金融機関の場合に非常に過保護になつておるという点を十分着目して御努力いただきたいと思ひます。

それから、先ほど総理にも御質問した輸出振興税制の問題、これについて、来年期限が来るわけであり、大蔵大臣、いま率直に——これは廃止の方向でということも四月八日の新聞に出ておるわけなんです。輸出振興税制の廃止、大蔵省方針、来年期限切れで——こうなつておるわけであり、このようにすかつといきます

か。その辺のいまの大蔵大臣の構想を……。

○福田国務大臣 いま日本の貿易収支その他国際収支、これが非常に大きな黒字である、それで外貨手持ち高が急増する、こういふことから、国際的に日本の経済運営につきまわつていろいろ批判が出ておるわけであり、その一番のものは何と云つても輸入制限の問題、第二は関税その他非関税障壁の問題、それから外貨保有高とは関係は薄いのでございませうけれども、資本の自由化の問題、この三つの問題が非常にうるさい問題になつておるのです。それからさらに、その三つの案件ほどではありませんけれども、ぼつぼつ問題視されるのは輸出優遇という問題であり、その中でも輸出優遇金利というところが特に話題になるわけであり、

それで第一の問題、第二の問題、第三の問題、この三つにつきましてはそれぞれ、わが国は外国から批判されるまでもなく、わが国自体の立場から積極的にそういう姿勢を持ち、逐次段階的に自由化の方向を進めており、また今後もさらに努力をするつもりでございませう、それらに比べますと比較的話題の少ない輸出優遇問題、その中でも金利問題、これは前三者に比べるとそれほど批判はございませうけれども、税の問題に比べると批判が多いのです。そこでこれは是正をするという方針をとり、先日日本銀行で輸出買手の金利引き上げを行なうということにいたしましたわけであり、税の問題については、話題にはなりませんが、税の問題についての抵抗は、受けておりません。おりませんが、わが国は、とにかくわが国の国是として貿易の自由化、これの世界的動きの先頭に立つべき立場にあると思ふのです。

それがこの資源の乏しいわが日本の国益である、こういふふうには考へます。そういふふうな観点から輸出優遇の措置としての税制問題、これも考へてみなければならぬ問題だと見ておるのではありません。四十六年にこの優遇措置の期限が一応来るわけですが、そういふ一般的情勢でありますので、それより早い時期にこれを変更する必要をいま感

じておりません。しかし、その期限到来の時期には、ただいま申し上げましたような方向でこれをどうするかということを検討してみたい、こういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 主税局長にちょっと数字の問題をお伺いしたいと思うのですが、日本の企業は十期にわたって増収、増益を重ねてきておる、こういう中で輸出優遇税制を受けるメーカー及び商社、こういうようなものの収益というものは、一般的に増収、増益というものをかなり——特に輸出の急テンポの増大という形、しかもそれに加えて、輸出でもうかれはもうかるほど税金は安くしてやるといふことになっておるわけでありまして、かなり企業収益率というものが高くなっておるのじゃないか。増収、増益が一般よりも水準が高いのではないかとおもうのですが、そういうことについてお調べになったことはありますか。

○細見政府委員 輸出企業が特に収益上有利になっておるかどうかというのには、一般経済現象としてわりあい輸出が有利になってきたとかいうようなことで承知はいたしておりますが、特に輸出増し償却の適用になる企業とその適用にならぬ企業との間に差があるかどうかというところまでは、検討はまだいたしておりません。

なお、輸出増し償却がわりあい早いテンポで増大いたしておりますのは、輸出増し償却の対象になる企業が、商社のようなものからメーカーになるかというような形で、償却の対象になる機械、設備が多くなつてきておるといふ点もございまして、その辺はいま少し検討いたしませんと、特別な印象はいまのところ持っております。

○広瀬(秀)委員 しかし、そういうことについて、これは租税特別措置法を論議する際に輸出振興ということはいつても言われることなんです。これは輸出を増大させるという政策目標に奉仕するわけでありまして、それじゃ、一体この税制がどれだけ輸出振興のために役立ったのかという積極的な証明はない。とにかく現実に輸出は急テン

ポで、高い成長率で、二〇何兆というよりなことと伸びてきておる。それにかなり役立っているであらうというふうな推理をするだけで、これだけのメリットをつけてこれだけ政策目標に貢献をしたというふうな、そういう証明というのは常に行なわれないものかということであるわけなんです。が、そういう問題について、主税当局としても、国税庁当局としても、そういう政策効果にどれくらい寄与したかということ、この制度を出した以上は、もつと関心を持ち、調査もし、そういうものが政策効果、政策目標にどれだけ寄与したかというふうなものを、やはりわれわれに証明できるように常に準備をして——これはこれだけの問題に限りませんけれども、していただきたいと思ふわけだ。

それから、先ほど大臣のお答えにもありましたように、非関税障壁との関係がこの問題ではあるというお話でありましたけれども、現にその中でも輸出優遇措置というものの対して金利の問題が特にあるというのを言われたわけでありまして、税制の問題はそれほどもないというのですが、最近ではやはり、各国ともわが国のこういう税制に目をつけてきた傾向が見られるということでありまして、ガットの工業品貿易委員会NTB第一作業部会というところでも、もうカナダあたりが輸出振興税制措置について、特に増し償却あるいは準備金、こういうようなものについて、あまりにも輸出のインセンティブになっておるのじゃないかというのを言い出してきている。これは単に金利という問題だけでなしに、こういう問題に対しても、過度に貿易の振興というものが力をかしておるといふことで、NTB部会でありまして、そういう問題を中心にやるわけですね。こういうことで、かなりそういう点の問題も出てくるかと思ふわけでありまして、それで、自由化の問題の中では、やはり非関税障壁の問題もだんだん少なくなつていふ努力もなされていかなければならぬわけであるし、これは相対的なことであるけれども、こういう問題点も踏まえ

て、かなり思い切った改廃というものを期限到来と同時にやっていけるのじゃないか。もう日本の企業はそこまで力もついてきておる、輸出の力というものの、海外競争力というもののついてきているのだ、こういうことにしていけるのではないか。しかもたまたま過ぎるような外貨に対して、それをどう使つかうかということが政策課題として非常に重要性を帯びてきている段階では、これほど税制における公平の原則を阻害する過度な優遇というものはもうそろそろやめるべきだ。期限が来年度末までのですから、まあそれまでにやれとは言いませんけれども、この一年間にこの点は十分検討されて、よき結論を出されるように要望したいと思ふわけでありまして、もう一度大臣の気持ちをご端的に表明していただきたい。

○福田国務大臣 私、先ほど申し上げましたとおり、日本の国はもう自由貿易の、自由化の先頭に立つべき立場にあり、それが国益である、こういうふうに考えますので、あらゆる面にわたって、わが国のみがそういう封鎖的な政策をとるといふようなことは、あつては相ならぬというふうに考えるわけでありまして、一つ一つ外国の状況ともならみ合わせながら検討していきたい。その中におきまして、輸出の優遇策、これにつきましても、逐次というふうなことにしていきたいが、ひとつよく検討をしていきたい、かように考えます。

○広瀬(秀)委員 だいぶ時間も予定より過ぎましたので、大臣の御都合もあるよりですから、きょうの質問はこれで終わります。

○毛利委員長 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後四時四十七分休憩

午後二時六分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。平林君。

○平林委員 初めに基本的な問題でありますけれども、一つ、二つ大蔵大臣の御所見を承りました。本題に入つてまいりたいと思ふわけですが、今回の昭和四十五年度税制改正のポイントには三つありまして、一つは中堅給与所得者を中心とする所得税の減税、二つには法人税の負担の引き上げ、三つには利子・配当課税の改善合理化、こういうことになっておるわけでありまして、法人税の負担増加は十八年ぶりというお話でありまして、二年間の臨時措置といふことがうたわれております。しかし、私がお尋ねしたいのは、この法人税の負担増加の法律的な手続を、法人税法の改正によらず租税特別措置法の改正という形で提案をされておられますことは、どうも従来の経緯から見ても筋が通らぬじゃないか、こう思ふのでありますけれども、大蔵大臣の御説明をいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 今回の法人税は、その経過が他の税に比べてましてかなり唐突的に出てきているわけなんです。総選挙中にそういう議論が出まして、多少うわさ程度のことがあつたのであります。私がこれを正式に取り上げて検討に入りましたのは総選挙が済んでからなんです。そこで一体法人税率を固定的に動かす、こういうことになりましてかなり慎重な配慮を加えなければならぬ、かように考えたわけでありまして、景気の情勢もあり、まあとにかく金融政策との調整もはからなければならぬ、そういうようなことで、とにかく二〇程度引き上げをすべきか、こういうふうに考えたのであります。そういうようなことで、恒久税法としての法人税率をいかにどうすべきかというのをきめるという趣旨でなくて、臨時応急的に、この景気調整の考え方として法人税率を引き上げる、こういうことにはいたしたわけでありまして、したがって、これを本法に入れないで特別措置法に入れる、こういうふうに入れた次第でございます。

○平林委員 今回の法人税の負担率、税率、これが唐突なところから出たといふのであり

ますけれども、必ずしもそれは当てはまらない。なぜかといふと、しばしばこの委員会におきまして、わが国の法人税の税率は諸外国に比べて必ずしも高くない。たとえていへば、アメリカは四八%、イギリスは四五%、ドイツは五一%、フランスは五〇%ということから見ても必ずしも高いとは言えない。また税制調査会においてもしばしば、わが国の法人税率は高いとは言えないといふことが答申の中にもうたわれておたつたわけでございますから、そういう意味では、長い間この税率については議論のあつたところであると私どもは思ひます。いまのお話から見ますと、税率をきめる場合は慎重でなければならぬ、こういうことでございまして、私はもう一つの疑問として、今回は、大蔵大臣の説明のように、かりに租税特別措置として、経過から考へてやるとするならば、いわば非常に臨時的なものであるといふことは言えると思ひますけれども、それならば、昭和四十年と四十一年において法人税率はそれぞれ二%、一%、合計三%引き下げましたね。これは当時の経済事情から見て、きわめて政策的な意圖を持って、不況脱出という大義名分もございまして税率を変えたわけですね。あのときは法人税法の改正でやつた。今回は特別措置でやつた。政策的な見地からいへば、前回のほうがむしろ租税特別措置的ではなかつたか、こういう言ひ方もあり得るわけではございませぬ。これらの矛盾はどうお考えですか。

○福田国務大臣 あのとときはかなり前広に検討いたしました。そして結論を得た。今回はもう一、二カ月の間で、二カ月というくらいな余裕もなくきめざるを得なかつた。こういう事情があるわけなんです。御承知のように、わが国におきましては企業の蓄積が非常に少ない、この点に問題があるわけ、法人税率が高い高い、こういうお話であります。企業に蓄積を与えなければならぬといふ問題があるわけでありませぬ。これを一がいに諸外国と比較するといふこともできませんし、そういうようなことから、企業といわず個人といわ

ず、わが国におきましては総体としての税負担は諸外国に比べて非常に低くなつておるわけなんです。ですから、平林さんがおっしゃるようにながに諸外国と法人税率を比べて、これは低いのだといふことをもつてわが国の法人税率を論ずるわけにはいきません、こういうふうな考えます。が、とにかく今度はその精細な検討をする余裕がなかつた、こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○平林委員 そういふ意味であるならば、先ほどお話しがあつたように、法人税の負担としての税率をきめる場合はきわめて慎重でなければならぬ、こういうことから考えますと、今回の税率は恒久的なものではない、臨時的なものである。もう一つ、昭和四十年、四十一年、これはいわば特別的政策として不況脱出といふことでやられたのであるから、現行法人税率の三五%といふのも、わが国の法人が負担すべき税率としてこれが正しいのだ、これが妥当である、こういうものでもない。こういうふうな理解をすることができるといふわけでありませぬ、これはいかがでせう。

○福田国務大臣 今回の場合と比べて、四十年一度はかなり前広に精細な検討をいたしました。それで当時私どもが考えましたことは、一つは景気調整という問題がある、一つは企業の蓄積という問題があるわけですね。そういうふうな二つの見地から減税をいたしました。こういうふうなことでありまして、当時の考え方といたしましては、三五%という基本税率は妥当なものである、こういう見解に立つたわけですね。ところが今回は、当時受当と考へた税率ではありますけれども、景気調整上ここで考へ方を一つ新しく加えなければならぬ、こういうふうなことでございまして、これが、しかし何にいたしましてともつさのことでもこれあり、恒久的な税率といふところまでこれをきめかねたといふのが実情であります。

○平林委員 法人税の負担については、今回の改正で留保分の税負担が引き上げられた。これはい

ま私議論したとおりで、どうもちよつと納得いかな点があるわけでありませぬけれども、配当の分についての負担は据え置かれたわけですね。かりに昭和四十年、四十一年の税率は、いま、法人税としてはその当時は受当と思つたけれども、今度はいろいろな事情もあつて、それを取り戻すといふような意味もあつて議論が進められてきたと思うのですが、配当のほうの負担は据え置かれていたのです。これは一体なぜかといふことなんです。株価の状況を見てみますと、昭和三十九年当時の平均は大体千二百五十二円、昭和四十年の七月、例の山一証券の問題が起きたときは千四百六十六円。しかるに現在、昭和四十五年一月現在で見ますと、二千三百二十六円。株界の状況についても非常に変化がある。法人税負担のほうの増加は臨時的に、唐突の間でもあるから、昭和四十年、四十一年の改正についてのいろいろな議論はあつたけれども、その取り戻しという意味でここに若干の引き上げが行なわれたとするならば、この配当分の負担を据え置いたといふのはおかしいじゃないか、どういふわけですか、こういう疑問が出るわけでございますが、この点はいかがでせう。

○福田国務大臣 配当にいたしましては留保分にいたしまして、これは法人が、企業が払ふ税金なんです。ですからそれは一体として見てもらわなければいけません。とにかく企業に対してはその留保分について増徴を行なう、こういうことで、実現する手段としては荒いところがあるかもしれませぬけれども、とにかく法人に増徴をいたしました。もう、こういうふうなことで臨時的にさうな考へ方を採用したわけですね。

○平林委員 どうも納得できないのでありますけれども、これは議論している時間がかつて、私これからやろうと思つてゐるこの時間がなくなりましたから議論を残すことにしまして、この問題はまたあらためてやることにいたします。そこで大蔵省の主税局のほうにお尋ねをしはらう。

所得があつても税金を取らないという規定が所

得税法第九条にあるのでありますけれども、概略でけつこうでございまして、この点についての概要をちよつと御説明いたしたいと思ひます。

○細見政府委員 非課税所得がここに列挙されておるわけでありませぬが、第一号は、郵便貯金の利子であります。第二号は、子供銀行の利子であります。第三号は、恩給、年金、その他これに準ずる給付で、一定の基準に該当するものであります。第四号は、給与所得者の旅費であります。第五号が、いわゆる通勤手当の非課税。第六号が、現物給与のうち、金額が一定以下のものを非課税とするといふものであります。第七号が、いわゆる在外勤務の在勤手当であります。第八号は、外国政府や外国の地方公共団体、あるいは国際機関等の職員給与であります。第九号が、生活物資を譲渡した場合の譲渡所得の非課税でございませぬ。

十は、資産を譲渡して弁済に充てた場合の譲渡所得の非課税であります。十一が、有価証券の譲渡による所得のうち、そこにイ、ロ、ハとありまして、継続して売買する所得、あるいは相当数を買集めて、いわゆる買い占めによつてその利益を得た所得、それから事業を譲渡するものに類似した有価証券の譲渡、その三つを除いた有価証券の譲渡所得は非課税にするといふのであります。第十二号は、オープン型の有価証券の譲渡所得に見合ふ部分の非課税であります。十三も同様であります。十四が、減資による資本の払い戻し。ですからこれは所得関係が発生しないといふことであります。十五号が、解散のときに残余財産の分配として交付を受ける金銭、並びに金銭相当の対価であります。十六が、合併交付金でありますから、十五とは同じ性格の金であります。十七は、皇室経済法によつて、いわゆる内廷費として皇族が受けられる給付であります。十八が、文化功労者年金、ノーベル賞その他のいわゆる特別な基金からの賞金であります。十九が、学資に充てるために親が扶養義務のある者に交付する金銭であります。二十が、相続税、贈与税の課税対象になるものは所得税から除くといふ、いわば法律の整備で

あります。二十一は損害賠償であります。これはいわゆる所得にならないというわけであります。二十二は、公職選挙法によつて届け出がなされておるものであります。

以上二十二号、非課税所得が列挙されておるの
で、*de jure* である。

○平林義員 私はただいま、所得があつても税金を課さない例、第九条の中に定められておる二十二の特例についてお話を承りました。私がこれから取り上げたいと思ひますのは、その第十一号、すなわち「有価証券の譲渡による所得のうち、次に掲げる所得以外のもの」は税金を取らないという規定についてであります。これによりますと、ただいま御説明がありましたように、「継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの」。今度この政令を読んでみますと、少し省略いたしますけれども「その売買の回数が五十回以上であること」「その売買をした株数又はその口数の合計が二十万以上であること」。これ以外のものについては所得があつても税金は取らない、こういうことになっておるわけであります。

そこで、私がお尋ねいたしたいのは、こういう
きめをしたのはなぜか、またその有価証券の売買
を行なう者が、たとえばその回数が五十回以上で
なくて四十九回であったならどうなんだ、四十八
回ならどうなんだ、一回だけだったらどうなん
だ、そのときは、口数が二十万でなくて、五百万
であらうと一千万であらうとも税金は取らないの
か、こういうような実例はあるか、こういう点に
つきまわしてちよつと御説明をいただきたいと思
います。

○細見政府委員　その政令は所得税法施行令の二十六条であります。第一項に「営利を目的とした継続的行為」と認められる取引から生じた所得が基本的に株式の譲渡所得課税の対象になる所得だといまして、しかしその「営利を目的とした継続的行為」というのが、外形的に判別するのは非常にむずかしい問題がございますので、二項のほうにおきまして、そういう営利を目的とした

というふうな意図をいけば外形的にそんたくできる基準として、五十回、それから二十万株という二つの要件があるわけでございます。したがって、いまの、かりに四十八回でありましても、第一項に該当して継続的に営利目的である方については課税になりますし、そうでない方は四十八回であれば非課税ということになろうかと思えます。それから株数が二十万株をこしました場合におきましても非課税になるものといたしまして、その三項に、株式の公開の方法によって株式を売り買ひした場合におきましては、この株式の譲渡は売買に含まないということになっておりますので、この場合において二十万株あるいは五十回ということをもこし得る場合があると思います。

○平林委員　お答えが十分じゃないのですけれども、こういう措置をきめたのは、結局株式の上場を促進するためというのが一つの目的である。それからもう一つの目的は、株式を民主化していくというよりな意図がある。これは株式の公開の目的でありますけれども、そういうよりな趣旨も兼ねて私はこの規定があると理解をしておるわけでありますけれども、そこで問題は、この第二十六条の第三項の中に、いま申し上げましたよりな趣旨で、株式の公開をした場合、この株式を譲渡しても税金を取らない、こういうよりなことになっておるわけでありますが、少し具体的な事例を承りたい。証券局にちよつとお尋ねをいたしたいと思ふのであります。

最近（二〇二一、三年の間）におきまして、東京、大阪、名古屋、大体大きな証券取引所におきまして、この規定に基づきまして株式の公開を行なっていて、あるいは新規の上場会社ができ上がっているというような例はどのくらいございますか。

○安川計明員 東京証券業協会の公開の場合でありますと昭和四十三年に入社でございます。昭和四十四年に十三社、それから本年は現在までに十一社でございます。

○平林委員 それらは新規の上場会社として株式を公開されたわけでありませうけれども、大体公開

した株数というのはどのくらいなんでございしょうか。

○安川説明員 株数は、当該公開をいたします会社の規模によりまして非常にまちまちでございます。少ないのは五十万株程度から、大きいのは、たとえば銀行等につきましては二、三千万株というような範囲にわたっております。そこで昭和四十四年度のただいま申し上げました十三社の公開株数の合計を申し上げますと二千四百八十万株になっております。それから本年現在までに東京で公開されました株数が四千百万株、の中には銀行の相当大きいものも含まれております。

以上のとおりでございます。

○平林委員 私が承知しているところによりますと、昭和四十三年度の実情でありますけれども、ただいまのお答えによりますと八社ある。まあ話を具体的にするために、この八社の中でひとつきわ立った例をお示しいただけませんか。

○安川説明員 ある会社の場合でございますが、これは公開株数が一千五百万株でございます。そのうち、これは中小企業でございますので、会社の社長が大部分持ち株を保有しておりますが、その社長が放出いたしました株が約一千万株弱でございます。そこで公開いたしました値段が三百三十円でございます。公開後市場で最初につきました値段が六百六十円でございます。かような状況でございます。

○平林委員　そこでそろそろ大蔵大臣にお尋ねを
してまいりたいと思うのでありますが、ただいま
お話がありました、Aという会社にして おきま
しょうか、このAという会社が、所得税法第九條
十一号、そしてこれに基づいた施行令の第二十六

条第三項第二号の規定によつて株式の公開をした場合、Aの会社は千五百万株公開をしている。社長さんは一千万株を放出した。おそらくその会社の経営に当たっている者は数人でございまして、五十万の株が公開をしたときは三百三十万、ということは二百八十万だけ赤字が出るわけであり

ますね、千五百万株で二百八十円の差が出てくることになりますと、そこに生まれる所得は合計で四十二億円。社長さんが公開をしたもの、かりにいまお話しのように一千万株だとすれば幾らになりますか。大体計算してすぐに出てくる金額でありますけれども、二十八億円、これだけの所得があつても一銭も税金が取られない。私はこれはまことに——いかに所得税法第九条の非課税、そしてそれを受けての施行令第二十六条、株の公開、それが民主化とかあるいは上場の促進とかいふ大義名分がありまして、一人の社長が二十八億円の所得があつても所得税は一銭も取られぬ。そのAという会社の創業者、すなわちその経営

者が合わせて四十二億円の利得があつても、そのグループは一銭も税金は取られない。私はこれは非常に現実に合わない、こう思うのでありますけれども、大蔵大臣の御見解はいかがですか。

○福田田務大臣 この二十六条第三項のほうの間

題ですね、この制度の考え方といたしましては上場の促進、こういうふうになっておるわけであります。ところがこれを適用した場合に、いま御指摘のように、その譲渡所得を生ずる株主、これの捕捉が、あるいは容易であるという場合もありましよう。あるいはこの所得の額が非常に多額にのぼるといふ場合もありましよう。そういう場合にになりますと、上場を促進する趣旨だといつて設けられた制度ではありますけれども、お話しのような不均衡、これを生ずる事態もまたあり得るわけであります。現にいまA会社と、こういうふうに申されましたが、そういう事例があるわけであります。そういうこと~~も~~ありますので、なおこれは検討してみる、そういうことにいたします。

○平林委員　検討することはいいいのですが、どう
いう方向に検討されるかという問題なのであります。
私はいまAの会社の例を申し上げましたが、
私の得た資料によりますと、Bの会社、これは建
設業を営む法人でございますけれども、同じよう
にこの株式の公開を昭和四十三年に行ないまし

た。ところが五十円株は公開するとき百八十円である。取引所でそれが公開をされて売買をされたときは一挙に二百六十五円になる。公開の百八十円というのを例にとってみますと、五十円株が百八十円になるわけでありまして、三倍をこえてその差は百三十円、この会社はおおよそちよつと読み違えましたけれども、これはいま申し上げたのは建設会社でなくて油加工なんかをやっておる会社ですけれども、その会社は約十五億円のさやをかせいでおる。税金は一銭も取られしていない。Cの会社の例を見ますと、これは電機関係の法人でありますけれども、公開の株数は四百八十万株、公開したときの価格は二百六十円、取引所に持っていって六十七円。五十円株が一挙にこれだけにはね上がった。公開開始のときの金額から考えてみますと、これは二百十円。五十円株が二百十円上乗せ、プレミアムがつく。合計をしてみますと、私の計算で十億八千万円、こういうことになりました。所得税は一銭も課せられない。昭和四十三年の八件、それぞれ私がいま指摘をしましたような巨額のプレミアムがついておるけれども、所得税は一銭も課せられておらぬ。昭和四十四年になりますと、これは非常にぐんとふえました十三社。これは東京だけですね。大阪、名古屋を含めればもっと数が多い。ことに入って昭和四十五年一月から現在までです。七社、これから予定されているものは十社ある。そのいずれもが大体同じような傾向なんでありまして。ここ二、三年の例をとりましても、これらの公開をした会社はわずかでありますけれども、その合計額、つまりプレミアムとして入手したところの金額は、私の試算しただけで六、七百億円になるのです。その六、七百億円の所得に対して一銭も税金は取られないというのは、これはもう、どうも常識から考えてみてもおかしい。大蔵大臣は、これは検討してみたいとおっしゃるが、前向きか、むしろ向きの検討かわかりませんので、どういう方向で検討されるかということをお私に承りたいと思ふのです。

○細見政府委員 若干技術的な点を補足して御説明申し上げたいと思ふ。株式を公開されるときにそれだけの利益が出るというところは、株式を売られなくても、その株にそれだけの資産価値があつたわけでありまして、国によりまして譲渡所得を課税しない国があるというものは、譲渡によつてそこに新しい所得といふものは何ら発生しない。すでに手元にその富はできておる。会社としてはその富はできておるわけです。それを株式市場の振興、あるいは資本市場の振興といふことで公開をするわけでありまして、御本人にとつては、いまおっしゃつた四十億の利益の出た会社は、四十億といふのは株を売らなくても中にあるわけですから、それを証券政策のために特に公開上そういうことをするわけでございます。そつと、そつと意味で、一部いろいろな議論もございまして、その方がかりに株式を公開されなくても四十億の富があり、その四十億の金があるか、形で個人の資産になれば、その方にとって、所得税はかかりませんが、相続税の問題は起つてくるわけでありまして、その問題は株を公開されようがされまいが同じ形で起つてくるわけでありまして、そういう意味で、譲渡所得の問題といふのはいろいろ政策的なものを考えなければならぬ。一般的に株式の譲渡所得をなぜ課税しないかといふことでございまして、株はもう当然のこととして売りと買ひがあるわけ、だれもがもうかるわけではなくて、だれかがもうかるというところは、反面必ず損をする人も出てくるわけですから、それらのことを徴税上いろいろやつてまいりまして、アメリカで譲渡所得税が非常にむずかしい課税するといふのは、株式を譲渡所得が出たときだけ課税するといふのは、そういう株を売るといふ人たちは同時に下がった株を持てているわけでありまして、その下がった株を証券市場に売りますと、結果的には譲渡所得が消せるというよりなこと、いろいろむずかしい問題もありまして、日本のように有価証券取引税で、その間に何

らかの富が動いた、その富の形を有価証券譲渡税として、流通税として取るのが一つの考え方ではないかといふことで、日本の税制としてはそれなりにやはり意味もあり、またいままでの役割も果たしてきておると思ふ。そこで、なぜ公開のときにそれではそういうふうにとくに譲渡からはずしておるかと思ふ。これは私、かつて証券課長をしておりまして一番困ります問題は、いわゆる青空市場といふのがございまして、その取引所の規制を受けない私的な売買がどんどん出てくるわけでありまして、これがむしろそういうことにならないで、公的な規制のもとに取引をさせるということになりますと、どうしても一定数量の株式がなければ公的な規制といふのはできない。その公的な規制をできるような、いわゆる証券取引所の管理下に置くために、相当数の株式を御本人が売らなくてはならぬ。売らせなければいけません。もし株式が少なくても、せつと証券取引所で規制したとしても、特定の人が買ひ占めるとかいろいろ問題が起つて、いわゆる証券投資の健全化が行なわれないといふようなことになります。この問題につきましては、そういうような事情の一端を申し上げたわけでありまして、そういう複雑な事情がからんでおられますので、検討いたすにいたしましたもよほど慎重に検討いたしました。かなり複雑な利害を調整してでき上がつておる制度でございまして、非常にむずかしい問題があるといふことを重ねて申し上げておきます。

○平林委員 どうも主税局長から御説明を承るものかなと、私はいま慨嘆久しく、これではどうも税の公正とかあるいは国民所得の気持ちといふものをあきさせるといふたぐいですが、いまの御答弁といふのは、何ですか。含みがあるからさうだといふところで、それを譲渡して所得が生ずる。所得が生ずるところに税があるわけですよ。これは勤労者はみんなもつと大きな含みがあるかもしれぬ。しかし、それはわずかな勤労所得、その勤労を売って、一つのきめてもつてきまつておる、それに対しても所得税は課せられておるわけですよ。含みがあるがなかりが、所得が生ずるところには私はやはり税が公平に課せられるのがあたりまえ。青空市場ができる。青空市場ができるなら、青空市場ができないように規制をすべきですよ。それがゆゑに四十億円も二十億円も十億円も、所得があつても税金を取らないという制度が残つておるほうがおかしいのであつて、主税局長は進んで、むずかしいのそつとろつとやらないで、これは検討して、そして何とか一般の国民も納得できるような線を見出すべきである。

大蔵大臣、ひとつ検討するだけでは困るのですよ。どつちの方面でどういふふうに、たとえば譲渡所得なら譲渡所得税のようにならなければいけません。とにかくこの問題は、今日所得税その他の議論をしておる際でもありませんし、そのままだ検討するだけでは済まされません。どういふふうな形で検討するか。前向きな検討的なことではなくて、私はこれはやはり賢明な大蔵大臣の英断が必要である、こう考えておるわけでございます。もう一度お願いいたします。

○福田国務大臣 この制度は、証券市場にすでになじんでおる税制でございます。そこで、これを改正するあるいは廃止するといふことになりますと、かなりこれは証券市場に影響のある問題だといふふうに考えるわけでありまして、そういうふうにご考慮する、これはなお最近の事例とか、そういうふうなものもよく見ると、今後の趨勢等も考えますが、慎重に検討してみます。あなたの御指摘の御趣旨のほうはよくわかりました。これは御指摘のような面を強調するが、あるいは証券市場といふような立場をどこまで取り入れるか、いろいろな面があると思ふので、慎重に検討してみたいと思ふ存じます。

○平林委員 検討の上に慎重といふことは加わつたわけでありまして、御趣旨は認めるところでございまして、御検討の上から、大体その方向で慎重に検討する、こういうふうに承つておきます。

もう一つ、この施行令第二十六条で、先ほど私が指摘いたしました売買の回数が五十回以上、その売買をした株数または口数の合計が二十万以上であること、こういう一つのものがあつまして、それ以外のものは非課税であるという点も、先ほどこれは何でも数字が出たのかということの説明がなかつた。五十回というのは一体何を根拠にしてやつたのか、二十万というのは何を根拠にしておきめになったのか。非常にこれは抜け穴があるのじゃないだろうか。先ほど申しましたように、それは営利を目的としないということであつたといつても、いろいろな抜け穴が考へられる。たとえばこういう例がある。証券会社に参りまして、株を買いたい、この場合に、どうもこれは二十万以上になりますと税金がかかる、二十万以下ならだじょうぶだ、こういうわけ

と申すのです。そしてしっかりと把握する、その弊害がいかにあるかという点も私はもつと厳格に調査すべき問題だと思ひますが、これはひとつ大蔵大臣も今後の方向として、国税庁に對して、この問題について具体的な指示をしていただきたい、こう思ふのですが、いかがですか。

○福田國務大臣 これは売買が五十回であるかあるいは四十九回であるか、五十五回であるか、その辺、見方によりましていろいろ問題があるのです。ずいぶんそういう紛争案件が多々ございまして、しかし、こういう制度を撤廃しますとおおさら、これが營業的な、事業的な意圖でやつたのかどうかという点も意思判断をしなければならぬといふようなことになりますので、制度上こういう制限を置くことはしようがないと思ふのです。しかし、その制限を置いた以上、その制限に對して国税庁がしんしゃくを加へる、これはできないことであつて、なお私からも嚴重にこの趣旨を体して税務の執行に當たるように注意をした

と思ひます。

○平林委員 この問題は私自身ももう少し具体的な資料を集め、また主税局も大いに勉強にこれつとめ、大蔵大臣も大抵の意見に基づいて慎重に検討する、そういう方向に進めてくださる、こういうことでございまして、いづれあらためてこの問題についての結論を得るまで、私は皆さんと一緒に見詰めていきたい。これは結局税の構成の問題、それからキャピタルゲインという問題について、配当課税その他が行なわれておりますけれども、これはまた同僚議員からいろいろな角度からお話がありまして、先ほど資本の蓄積云々というお話がありましたけれども、なお議論がたゞさんあるところなであります。こういう措置は私はやはり認めるべきでない。もつと正當な方法によつて企業を育成し、資本の蓄積をはかるべきな

んであります。これはちよつとたより過ぎておる。こういうものは一日も早くなくさねばならぬ。先ほど五年間と言つたけれども、五年間を待

たず、いろいろな事例が明らかになつてきた場合には一つ一つ解決していくという態度で善処してもらいたいという希望を申し上げておきたいと思ひます。

すると、こう言われた大蔵大臣の回答を聞きまして、まことに妥當なる結論をお出しになつたと思つております。あわせてこの十萬円のほうもやはり引き上げねばなるまい、こういう意味では、この問題につきましてぜひ大蔵大臣も、當局からお聞き及びのことだと思ひますので、これについての検討もひとつしてもらいたい。幸い主税局長はじめ政務次官も、これはひとつ何とか善処したいという気持ちがありあつたことがわかるような答弁を私は先回いただきました。そこで大蔵大臣にも、最高責任者として、この方向を前進せしめる措置をとるようにならうかと答へをいただいた。きつ、こう思ふわけでありまして、どうも四十二億円の所得があつても税金を取らないなんという

四十二億円の所得があつても所得税という税金は一銭も取られない、こういう一つの例があるかと思ひます。家庭の主婦は十萬円の所得があれば税務署に申告をせねばならぬ。家庭の主婦が内職をして、あるいはパートタイマーとして働きに出ていけば、かりに年間十四萬七千円の所得があれば、そのだんなさんが国家公務員である場合は家族手当の支給が削られる。つまり、わずから十四萬七千円所得があれば、家族手当、月に二千元、年額二十四千元が削られてしまふ、こういうことに現行制度はなつておるのでございまして、かりにこれが職場において勤務所得を得るといたしますれば、二十二萬五千元所得がありますと、夫である者の所得に對して配偶者控除の適用がなくなる。したがつて税金はそれだけふえますから、三万円ばかりふえる。国家公務員を例にいたしますと、まず二十二萬五千元を千円でもこれれば家族手当の二萬四千元がなくなる。配偶者控除の適用を受けられなくなる。三万円ばかりだんなさんの税金がふえる。したがつて、二十二萬五千元からいま言つた五萬円か六萬円が、ある程度家庭を犠牲にして働

きに出ましても所得は削り引かれていく、こういう事態が現在の実情でございまして。

そこで、私はこれはどこに原因があるのかといへば、いまの過少申告という制度、少ない金額は申告をしなくてもよろしいという限度額が十萬円、つまり、いわゆる五萬円、十萬円というふう

に区分されて、ただいま申し上げましたような内職とか職場においてのパートタイマーのような場合においては十萬円ということが限度額になつておるわけなんです。で、私は、この間堀委員に、そのうちの五萬円のほうは前向きで検討

○細見政府委員 いろいろこういうふうな概括的に規制いたしますと、その規制をのがれる新たな知恵が出てきて、税の問題は追つかけるほうと逃げるほうとの鬼ごっこになるきらいがございまして。しかし、特にこの種の取引は税の分野でも非常にむずかしい分野でございまして、知恵には知恵をもちつて対処できるように勉強してまいりたいと思ひます。

○平林委員 どうも、勉強するといふのはちよつとあれですが、勉強してもらいたい。同時に、私はきょう国税庁を呼んでおらないのですけれども、こういうような例があるのかないのか、一度私は徴税当局もひとつ具体的な調査をやるべきだ

思ふ。

○平林委員 社会党の平林剛が言うたんではあまり色よい返事もしないというわけではありますまいけれども、最近、日本経営者団体連盟、日経連

でも私と同じようなことを希望いたしました。政府に対して申し上げておきます。すなわち「控除対象配偶者となる家庭主婦などの短期就労者に対する所得限度額の引き上げ等についての要望」こういったことが出されて、現在の家庭の主婦が職場に就労するというようなことは、主婦の余暇の善用、積極的な社会参加の道であるばかりでなく、労働力の有効な活用でもあらうし、そういう点を考えると、「短時間主婦労働力の就労を税制の面から阻害することはまことに遺憾であり、また、何らかの有効適切な税制上の措置をとられるよう要望します」というふうに要望書が提出されておるわけであり、ある会社のごとき

りたと思います。
○福田国務大臣 私のは先ほどの答弁は、日経連の要望も承知した上の答弁であります。先ほどの御答弁のように、なお検討いたしてまいります。
○毛利委員 二見君。

は、労働者の人がおられて、二十二万五千円近くになりますと、あなたはそろそろ二十二万五千円になりますよ、これ以上取りますとだんなさんには配偶者控除を受けられなくなりますよ、あなた、休みなさいと言っている。そうして調整をさせておる。産児制限の調整のほうはともかくとして、こういう就労についても調整をするような現象が起きておるわけなんです。政府自体もお考えでしょうけれども、中小企業でもこの企業でも、いま人手が足りないじゃありませんか。人手が足りないというときに、就労をしたいという家庭の主婦の出動をこの税の制度から押えていくということは、私が申し上げた趣旨のちやうど逆のほうから考えてみて、これは改正をすべきであるというのには世論です。世論です。どこの資料で説明を受けたか知らぬけれども、その大蔵省のどうだこうだなんという資料だけを真に受けておやりにならないで、ひとつ大局を誤らず、この問題についてぜひひとつ善処してもらいたい。さっきのままじゃ引き下がれませんか。総理大臣お見えになったので、もう一度、今度は日経連、こちらのほうからも、ただいま申し上げました社会的な政策的要請からきておる考え方もあるわけであり、ちやうど一体となりまして、この問題は、どうかひとつそういう意味で、もう一度御回答いただきまして、私の質問を終わ

○二見委員 所得税につきましては、昨日の参議院で大蔵大臣のほうから、夫婦二人で百万円という一応のめどが示されたようでございますし、その点につきましては午前中の総理に対する質疑でも大体この方向が明らかになったように思えます。私は、所得税ではなくて法人税について、今後改正する際に法人税をどういうふうに考えていくかということについて、まずお尋ねしたいと思ふのです。

○二見委員 今回法人税が多少アップされたわけであり、アップしたという点については、景気対策という面も含めてアップしたというその姿勢については賛成なわけですが、たまたま、上げ方が気に入らないのと、やり方が気に入らないので非常に不満なわけであり、評価したも、そういう姿勢というものは私は高く評価したいと思ふ。と同時に、その姿勢はこれからは当然としてしかるべきじゃないだろうか。設備投資を抑制するということとは、たとえ景気が上昇するからということでも設備投資の抑制をする。それが金融政策だけでいいかという、現在のよう

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

○二見委員 景気に対応させて法人税も考えていく、こういうふうに理解してよろしいわけですね。そこまでは言い切れない……。その問題は時間がありませんので先に進めます。
配当控除に関連して一点お尋ねしたいと思ふ。配当控除が引き下げられるということには私賛成なんです。配当控除というのは高所得者に対する優遇措置であるという批判もありますし、むしろこれからは廃止の方でこれは検討して、いつしかるべきものであらうと思ふし、そういう方向で政府としても取り組んでもらいたいと思ふのです。

取り扱う、同じ税制に服させる、そういう現在の法人税制の立て方そのものにこういった点の矛盾が起きてくるんじゃないだろうか、不合理が起きてくるんじゃないだろうか、そう私思うのですけれども、総理の御見解はいかがでございますか。

○福田国務大臣 いま二つ問題があると思うのです。つまり配当課税をどうするかという問題と、もう一つは中小企業と法人を一定の税制でやっておるかどうかという問題だと思ひますが、配当課税は、お話しのように配当所得に対して課税を幾ら、こういうものに対する配当でありまして、現行税制ではそれをはずすことはなかなかむずかしい。ただ、根本的に課税措置をやめてしまふというように、こういうことを検討すべきという議論があります。非常に根本的な議論になりますので、それは私どもとしても今後検討するにやぶさかではない、こういうふうに考えております。

それから中小企業と大法人を分けるという問題は、なかなか複雑ないろいろな問題が派生する。それは中小企業のままでいいのではないか、こういうようなことにもなりますので、別個の税制体系というものは非常に困難な問題がある、こういうふうにいま考えるわけでございます。しかし、中小企業は中小企業なりにこれに対する対策をとらなければならぬというので、今回の税制改正におきましては、特別に法人税率の引き上げは中小企業に対してはこれを行なわないということをいたしました。さらにさかのぼって中小企業の軽減税率を設けるとか、あるいはいわゆる中小企業振興の特別措置がいろいろとられておるわけであります。私は、なかなか、その後者の点の中小企業と大法人を区分すべしというところは非常にむずかしいと思ひますが、配当課税の問題は法人税の根本問題でありますし、これを検討したらどうかという有力な議論もありますので、今後なお検討を続けていきたい、かように考えております。

○二見委員 この中小法人と大法人との税制問題が非常にむずかしいのは私わかります。私は、大

蔵大臣が御答弁をされなければ、そこまで話がいかなければお尋ねしよと思つていたのでありますが、一つは、大法人の担税力問題を考えた場合、中小法人と大法人とどちらに担税力があるであろうか。大法人のほうが担税力があるだろうというところ、現在の比例税率三五%というのをやめて累進的な課税体制ができないものだろうか。これについては反対論もあるし、法人を分割すれば、分割することによって高い累進税をのがれることもできるという有力な反対論ということも承知しておりますけれども、そういうことも実は検討されていいのではないかと思います。

それから、大臣の御答弁にもちよつとありましたけれども、現在は資本金一億円以下、年収三百万円以下については軽減税率が設けられておるわけですが、中小企業に対するそういう税制を二つにすることがむずかしいなら、中小法人についてはむしろこれからは法人税を下げたいというふうにはないだろうか。そういう面での御検討はできないものであろうか、この点先ほどの御答弁とダブるかもしれませんが、あわせてもう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 第一の法人税に累進的な税率を考えたかどうかということにつきましては、しばしば申し上げておるとおり、これは実際問題として非常にむずかしい問題になります。これはいま私はなかなか前向きな考え方はできない、こういうふうに考えております。

それから第二の、中小法人につきましてはさらにこれを軽減する方向でというお話であります。私も、私どもから見ますと、今日でも中小企業にはかなり手厚い税制になっておるわけでございます。現実を見ましても、利益率からいいますと、中小法人が非常に高い利益率で、大企業の平均と比べますと比較にならないくらい今日利益を得ている、こういうような状態でございます。その上に各種の特別措置がとられておるといふので、これ以上中小企業の基本税率を引き下げるのでは現実とマッチしないのではないかと、そういう

ふうに考えますが、特別の事情があるというふうなものにつきましてはそれぞれ措置をとっておりますので、この上にも必要に応じてそういう考え方を取り入れたいと考えております。

○二見委員 中小企業の問題にさらに言及したいと思ひますけれども、同族会社がありますね。今回は同族会社に対する留保金課税がたしか改正されましたけれども、その前に主税局長にちよつと教えていただきたいと思ひますが、わが国での同族会社の数と、留保金課税を受けているものは、資本金別にわかりませんか。

○細見政府委員 同族会社の数は約八十七万であります。いま留保金課税を受けておる会社が約十萬社であります。留保税額を以て申し上げますと三百四十一億ということになっております。今御承知のようにこの留保税額を、金額、パーセンテージ、ともにゆるめました結果、課税対象になる法人がおそらく七万程度になるであろうと考えております。したがって、それによる減税額は約百億を上回ると予定いたしております。

○二見委員 同族会社というのはいくらかといえども中小企業は多いわけですね。大規模の同族会社は少ないわけですね。留保金課税を設けられた趣旨は全然わからないわけじゃありませんけれども、中小法人の同族会社に対して留保金課税を設けるといふことが内部留保の充実に利益するかどうか、私これは問題だと思ふのです。むしろこれは妨げる結果になるんじゃないか。総理大臣にお願いしたいのですけれども、一つは、中小企業に対する税率を下げるということは、大蔵大臣はむずかしいという先ほどの御答弁です。現在でも安いと思ひつてゐる。ならば、同族会社の中小企業関係だけでも内部留保を充実させるということのために留保金課税というものは廃止できないものかどうか、それはどの額ではないかと私は思ふわけですが。

○福田国務大臣 お話しのようにやっております。同じ同族会社でありまして、中小企業もあれば大同族会社もあるわけでありまして、その中で

中小の同族会社につきましては、今回の税制でもその留保額の控除額を引き上げております。こういう措置をとっておりますが、これを全廃することはなかなかむずかしい。つまり個人企業との権衡の問題であります。これを全廃しちゃつたら個人と非常なアンバランスになるわけでありまして、総理もいさこで、個人企業との権衡があるじゃないか、こういうふうにおっしゃつておられますが、全廃はむずかしいでございます。

○二見委員 私も、個人企業との均衡を十分承知の上でお尋ねしたわけですが、その均衡をはからなければならぬのはわかります。だけれども、この点は私はこれからは考えていたくない問題だと思ふのです。バランスの問題があるからということではなくて、私バランスの問題があるからということとは十分承知しておりますけれども、同時に、これは全廃が無理であるならば、さらに軽減の方向に進んでいってほしい。この点いかがでございますか。

○福田国務大臣 御意見としてよく承つておきまして、今後の検討の資料にさせていただきますと思ひます。

○二見委員 そこで、租税特別措置制度について総理大臣に御見解を承りますけれども、租税特別措置制度は税負担の公平という観点からすれば決して望ましいものではない。これはすでに批判されておるところであります。私も、税負担の公平というところから見ると、租税特別措置制度というものは決して好ましいものとは思ひませんけれども、国の経済政策というものを考えれば、全面的に一から十まで全部だめだから捨ててしまふということもこれは言い切れない問題である。しかしながら、現在の租税特別措置制度全部を洗い直してみても、もし不合理なものがあるならばこれは改正しなければならぬんじゃないだろうか。改めるものは改めなければならぬだろう、廃止するものは廃止する方向でこれからの改定は改めなければならぬ。この基本的な姿勢だけはこれから政府としては持ち続けていかなければならぬだ

るうし、そういう観点からこの問題を検討しても
らいたいわけですが、まずその点について
はいかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいのように条件を付
せられて、改めるべきものがあれば改める、これ
はもうもろもろのことです。また本来から
申しまして特別措置というものは特別措置、そ
ういふ形のものも幾つもできては、これが税の公
平さを欠くおそれもございますから、これはもう
お説のとおりだと思います。それぞれ特別な意味
を持ち、特殊な目的を持っているもので、そういう
特別措置がとられております。そういうものをあ
まりやかましくいつて、いつまでも残すようなこ
とがあつてはならない。これはもうお説のとおり
だと私は思います。

○二見委員 具体的問題でいきますと、租税特
別措置の中に減税制度というものがあつて、
すが、これは私は非常に不合理な制度だと思つて
いるわけですが、総理は、当然この制度について詳
しく御存じだと思ひますけれども、確認の意味も
込めて、主税局長申しわけありませんが、この減
税制度というものの概略内容を詳しく御説明
していただけないか。

○細見政府委員 減税制度は二つの制度から
成り立っております。一つは探鉱準備金制度、
それから一つは新鉱床探鉱費の特別控除制
度、この二つになつておるので、やや、ややこし
いのでございますが、まず探鉱準備金と申します
のは、地中から出てまいりました鉱物の販売金額
の五〇%あるいはその販売により得ました所得の
五〇%のうちいずれか低いほうの金額を限度とい
つたしまして、準備金として積み立てることを認
めるわけでありまして、そしてその準備金をこの次
に取りくずしまして、新鉱床の探鉱費として支出
いたしましたときに、その支出額の倍額、つまり同額
じやなく倍額を経費に見る。したがって、その新
鉱床を発見したときには、この倍額が出るという形
になつておる。この二つの制度から組み立てられ
ておるもので、外国にございまして減税制度といわ

れるものと制度におきまして同性質のものでござ
います。

○二見委員 主税局長にさらに説明していただき
たいと思ひますけれども、この制度を利用するこ
とによつて法人税は大体どのくらい負担が軽くな
りますか、大体の目安でけっこうです。

○細見政府委員 会社によつて若干差はございま
すが、非鉄金属会社などが一番これを利用いたし
ておりました、それらの会社におきましては、こ
の制度がなかりしものとした税負担に比べれば、
おおむね半額くらい軽減になつておるといふのが
実情でございまして。

「委員長退席、藤井委員長代理着席」

○二見委員 さらに説明してもらいますけれど
も、たしかこの制度を利用してはいる最も大きなも
のには非鉄大手七社でございまして、主税局長の手
元にもし資料がございましたらば発表していただき
たいと思ひます。四十二年上期から四十三年
下期に至る二年間の大手非鉄金属七社がどの程度
の減税額を受けたか、大体階層別でけっこうです
けれども、もしお手元に資料がございましたらば
お示し願ひたいと思ひます。

○細見政府委員 一番大きな会社は十八億圓ぐら
いの利益を、いま申しました税金が半額になると
いう意味で利益を得ておるわけでありまして、そ
のほか十億とあるいは四億というふうな利益を
得た会社がそれぞれ数社くらいございまして。

○二見委員 総理大臣、いまお聞き及びになつた
とおり、この制度を利用することによつて十八億
圓以上の減税を受けた会社が一社あるわけですが、
そのほか十億圓以上、七億圓以上、四億圓以上、
一億圓以上、こゝろ巨額な減税を受けている会
社が合計で七社あります。この制度を存続させる
理由として、これは業界側の主張だと思ひますけ
れども、あげられてゐる一つは、そういつた非鉄
金属関係の鉱業というものは、鉱床という減耗性
資産を食いつぶして利益をあげていくというこ
から、課税にあつてはこうした特殊性を考慮に入
れるのは当然のことだ、これが存続論の一つに

なつております。

私は、この主張は一つは誤りであると思ひん
すね。というのは、鉱床を発見するために支出し
た費用、たとえば百の費用を支出して一万の鉱床
を発見した場合には、差し引き九千九百の収益で
もつて百は当然まかなえるべきものだ。そういう
点からいっても、私はこの一つの存続の理由とい
うのは成り立たないんじゃないかと思ひます。

もう一つの存続の理由としていわれているの
は、これは外国、特にアメリカにもこういう制度
があるんだ、だから国際競争というものを考えた
場合に、日本だつてその程度の措置を設けてもい
いんじゃないかというのが有力な反対論、存続論
となつてゐるわけですが、私はそれに対しては、た
とえばアメリカと日本の法人税を比べてみたらど
うか。表面税率は日本の場合は三五%、アメリカ
の場合は四八%。アメリカにこゝろいう制度がある
んだから日本にもそういう制度を求めざるべきだ
というならば、法人税だつてアメリカ並みに引き上
げてよろしいんですか、そういうふうな存続論
者に言いたくなるわけでありまして。

私は、こゝろいう鉱床発見ということが非常にた
いへんな事業であるといふことはよくわかりまし
う、日本の経済にとつても大事な企業である、産
業であるといふことはわかります。だからといつ
て、十八億圓もあるいは十億圓も減税するような
措置は、租税理論からいってもおかしいんじゃない
だらうか。これがいわば課税の繰り延べ的な準
備金制度なら私は納得できる。ところがそうじゃ
ない。準備金制度に一千萬圓積めば、翌年度は一
千萬圓は課税の対象にならなくなつてくる。はつ
きりいへばこれは免税制度であり、補助金制度と
何ら変わりはない。こゝろいう制度といふものは不
合理なものじゃないだらうか。総理は冒頭に、不
合理なものがあれば改めるのはあたりまえだ、こ
う御答弁になりましたけれども、この点もやはり
不合理なんじゃないか。税調の答申でも、この点
は今後一年間合理的に検討するといふ答申も出て
おりますけれども、やはり現在のこの制度は不合

理じゃないか。こゝろいう制度を残しておくから、
租税特別措置といふのは大企業擁護なんだとい
うレッテルを張られてしまふのではないか。それは
租税特別措置制度についても私は非常に不幸なこ
とであらうと思ひますので、総理大臣、どうかこ
こは前向きに御検討願ひたいと思ひますので、そ
の点いかがでございましょう。

○佐藤内閣総理大臣 私はいま、結論は税調でも
一年間ひとつ預かつて十分検討するといふことで
すから、もうそれで、その点は二見君も御承知だ
と思ひますので、けっこうだらうと思ひます。私もそ
の結論を支持するものです。

ただ同情的な見方をすれば、日本にはいかにも
資源が少ない。したがつて海のものとも山のもの
ともわからないような資源の開発をするといふこと
に一つは非常に危険性がある。そういう意味
である程度めんどろを見た。これが国家的な補助
的なものだ、かような御指摘がございましたが、
私はそういうものだらうと思ひます。うんと資源が
あつて、それは発見することも非常に容易だ、そ
うして当たらばすばらしいものだが、利益があが
るんだ、こゝろいうものにはいゆる補助的なもの
は必要ない、みずからの危険においてどんどんや
ればよい、かように考えますけれども、どろも資
源の少ない国だと、積極的に新鉱床、鉱床の発見
等に努力さすように、やはり政府も奨励すること、
これはあり得ることだ。だからいま言われるよう
に、一方でいかにも都合なようだが、そうしてま
た特殊な会社だけが利益を得ている、こゝろいふ点
がいかにも不公平だ、かように御指摘だらうと思
ひますが、私は結局、日本の資源の少ないところ
にこゝろいう制度が生まれたのではないか、かよう
に思ひます。

「藤井委員長代理退席、委員長着席」
しかし、とにかく一年間期限を延期して、その間
に十分慎重に結論を出そう、こゝろいう税調の態度
でもありますし、いま二見君の言われることも私
はよく理解ができますので、こゝろいう意味でこの
問題が結論を出されることを実は期待しておる、
かように思ひます。

○二見委員 私も鉅床発見ということが非常に危険度の多いことばかりです。だから、それに対して全然国がめんどろを見なくてもいいという、そこまで私も言い切れないのです。だけれども、現在のこのやり方は私は少し問題があると思う。この点は、どういう立場でやるか、税でやるのがいいのか、これは私、一つ問題だと思ひます。これは総理大臣にも十分御検討願ひたいと思ひます。

それからもう一点、国税と地方税との課税最低限の話が午前中だいたい論議になりました。総理大臣の御退席になったあとあちこちで活発な議論が展開されたわけですね。そこで浮き彫りになってきたのは、課税最低限を国税と地方税を同一にしろということ、徴税機構の一元化、それから前年度課税がいいか現年度課税がいいかということまで、これは詳しい論議になりませんでしたけれども話が出たわけですね。私も国税と地方税、特に住民税というのは課税最低限は同一にすべきであるというのが持論であるわけですね。これは住民からすれば同じところから出ていくのですから、同一にするのがあたりまえじゃないか。しかも国税の立場でいけば課税最低限は生活費に食い込まないという原則がある。それが住民税の場合に侵されていいのか。課税最低限は同一にすべきだと思ひます。しかしそれに対して自治省側あるいは地方団体のほうから反論がある。一つは、地方財政の圧迫だ。私はこの理論はわかりません。地方財政を圧迫するから困るというの理屈はわかる。もう一つは、地方自治の侵害だからさういふことをやってもらっちゃ困るという強力な意見がある。私はこれは筋違いだと思ひます。地方自治というのは、たとえ税金を一元化することが地方自治の侵害になるかならないか。そんなものじゃない。私は次元が違ふのだらうと思ひます。要するに金の面からいえば、国がひもつきでない金を地方自治体に渡せばそれでいいのじゃないか。それでりっぱに地方自治は守れると私は思ひます。これから国も地方自治体もそのつもりになって、地方自治を守つていこうという姿勢さえあれば地方自治は守れるのじゃないか。地方自治が侵害されるという一つの反論は筋違いだらうと思ひます。すけれども、その点総理はどうお考えでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 大体私はいよいよ思ひますけれども、午前中にも申しましたように、中央政府が本来の地方自治にくちばしを入れる、そして完全自治がなかなか行なえないようにする、こういう意見が、どうも一つはコンプレックスといへばいいでしようが、そういうものがあるだらうと思ひます。であります。これは行政の立場というよりも、やはり国民、地方住民、その立場に立つて考へべき筋のものです。かように私思ひます。ことに税金というものは、これは何と云つても住民が主体になる。だから、それが国税だらうが地方税だらうが同一のふところから出るのですから、そういう意味で、ただいま言われようとする差がないようにすることが本来のたてまえだと思ひます。ただし、そこまでのいくのにはやはり段階を経ないとなかなかむずかしいだらう。私が午前中にいる間は、完全に一致しなくとも、もう少し近づけたらどうかという程度まで皆さんの御議論も近づいていたと思ひます。やはりそこまではなかなか踏み切れないのだらう、かように思つております。私は、自主的な自治権、これも大事でございますが、しかし地域住民の負担を考へない自治権というものはあつてはならない、かように思ひますので、過去のいろいろ議論を経てくると、最終的にはいいところへ落ちつくだらう、かように思ひます。

○二見委員 地域住民の負担を考へない自治権はないだらうという総理の答弁、私も賛成なんです。この問題を言うとき、角をたためて牛を殺すやうなまねをしないでくれ、こういうふうな地方から言われるわけです。私は、地方自治という大義名分を振りかざして地域住民を圧迫するのはやめてくれと、私のほうからも言いたくなるのであります。ところで、住民税でもう一点問題になるのは超過課税ですね。これは地方税法の三百十四条の三の3ですか、一・五倍まで認めるという制度があります。これは自治省の指導によつて、超過課税団体というのは年々減少の一途をたどつていようでありますけれども、しかし、地方税法に一・五倍まで認めるという規定がある限りは、これは行政指導によつて減少しているとはいひながら、これはいつでも一・五倍まで取れるという伏線があるわけですね。住民にとってははなはだ迷惑なんです。しかも、一・五倍の超過税率、超過課税をしていったところは行政水準の低いところが多いと思ひます。わが町は行政水準が低いにもかかわらず税金ばかり高く取られて困るという住民の不満が絶えないのは、私は結局この制度があるからだと思ひます。行政水準の低いところに対しては、国のほうから交付金なり何なり支給して、行政水準を高めるようにやつてもらいたいと思ひます。一方、住民の立場からすれば、超過課税というものはもうやめてもいいのじゃないか。標準税率一本にして、その差額は、どうしても苦しいところには何か国のほうから手当てをしてやるという方向でこれからは考へていってもらいたい。これは住民税の課税最低限のアップと並行して、私は政府のほうにお願いしたいと思ひます。その点はいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 大体さういふものがだんだん減るだらう、またさういふような指導を自治省はするだらう、そのことを期待いたしますが、とにかく各自自治体の仕事のしかたにも、いろいろ内容をよく分析しないと、積極的にいふことで批判を下し得ないのです。何にも仕事をしなくて黒字である場合もありますし、また、積極的に地域住民の生活向上のために社会資本を充実させよう、さういふようなことで何かと積極性を持つたために赤字の場合もある。でありますから一がいには言えないと思ひます。要は、地域住民の方々が真にしあわせになれることなら、せつかくある程度のもを出してしまつてもがまんされるだらう。しかし、十分それが生かされておらない、どうも

むだな使用をされておる、さういふようなことだと、超過負担をしながらも、普通の税金でも私はきびしい批判を受けるのじゃないだらうか、かように思ひます。要は、地方自治体の行政あるいは政治のあり方いかんによるのではないか、かように思ひます。しかし、總体の傾向から申せば、超過負担というのはこれは漸減する方向じゃないか。また、さういふ方向で指導している。いま大蔵大臣も、秋田君もさうに申しておられますと言つておりますから、これは間違ひないと思ひます。

○二見委員 超過課税団体が減つていくことは、私はよくわかる。四十五年はたしか六百くらいです。去年が八百五十くらいで、四十五年度は六百くらいになるだらうと言われておりますし、その点についての自治省の指導というのは、私は非常に高く評価するものですけれども、ただ法律の上、地方税法の上では一・五倍まではよろしいという規定がある。とするならば、市町村にとつてみれば、その指導に従わなくともかまわないわけですね。その点に住民としての不安が残るので、むしろこの規定は削除してしまつたほうがいいのではないだらうか、削除してもらいたいというのが、私の総理に対する要望なんです。その点にはちよつとはずされたようでありますので、もう一度お願いいたします。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申し上げますように、私は、行政のあり方ということが重要だ。やはり積極的な生活向上のためのいろいろ施設をする場合に、ときに超過課税をやはり出してもらわなければならぬ、さういふ場合もあるのじゃないだらうかと思ひます。ただ単にこれは町村の担当者ばかりの問題ではない。さういふ場合に、町村議会がどういふやうにさういふ場合の批判をするか。それに見合ふだけの仕事の量があればそれで納得がいくのじゃないだらうか。私はいま直ちに法律を改正する、そこまでは考へない。ただ、いま弊害がある、さういふような点は十分是正すべきじゃないだらうか。それでこそ初めて自治体

らしい、自立した自治体、こういうことも言える
だろうと思います。その辺のところは適当にひと
つ運営をしていただきたい。

○二見委員 最後に、昨日大蔵大臣は参議院で、
夫婦二人で百万円、そのために基礎控除その他
の控除を引き上げる、こういう御答弁をなさった
わけでございます。というふうなけさの新聞に出
ておるわけですが、基礎控除その他の控除を引き
上げる、われわれにとっては非常にありがたい話
でありますけれども、ただその控除を引き上げる
場合に、所得税減税に対する基本的な政府として
の考え方になると思いますけれども、独身者を中
心に考えていく方向になるのか、あるいは夫婦二
人者だけということを中心にして、ほかは全然や
らないというのではなからして、それを中心にして
いくのか。あるいは子供だとか老人の多い、扶養家
族の多いところにむしろ目を向けてこれからの所
得減税をやっていくとするのか。そういう基本
的な立場、その点はどうか、その点を伺いたいわ
けです。だからといって、家族の多いところを重
点にやるから独身者については全然めんどろを見
ないという意味じゃなくして、全部一律にやっ
てもらいたいわけでも、特にそのうちどこに焦
点を置いて所得減税というものを進めていくのか
どうか。その点をお尋ねして、これはぜひ総理大
臣に御答弁願いたいわけでありまして……。

○福田国務大臣 ちよつとその前に、きのうの関
係を私から申し上げたいと思います。

いま二見さんが、私がきのう参議院の大蔵委員
会で、四大家族で百万円の控除をしたいというふ
うに言ったと申されましたが、確かに新聞にそう
出ています。出ておりますが、私はそれは言っ
ていないのです。新聞のほうも用心深く「示唆」と
こう書いてある。

私が申し上げましたのは、四十六年度以降を一
体どうするのだ、四十五年度でも長期答申は完
全実施だから所得減税はおしまいかと言ひか
ら、それはおしまひではございませぬ、今後とも
考えていく。わが国では、国民全体とすると税金

担は諸外国に比べて非常に軽い、それにもかかわ
らず重税だという声が多いのは、所得税に非常に
片寄っている、所得税の減税はやっていきたいつ
もりだ、こういうお話をしたのである。そうすると
また議員が、それでは所得税の減税は基礎控除を
中心にするのか、あるいは税率の引き下げを中心
にするのか、こういうお話がありましたから、私
はそれに対して、まあ課税最低限の引き上げ、こ
れは今後の所得減税の重要な柱になるだろう、こ
ういうふうに思います。しかし、これはいろいろ
なる角度から今後検討する問題である、こういう
ふうに申し上げたわけでありまして。

そのことだけを、総理の答弁の前に申し上げて
おきます。

○佐藤内閣総理大臣 いまの大蔵大臣の答弁で、
もう私から何にもつけ加えることはございませ
ん。もちろん今後とも、最低限については適当に
これを改正していく、その心がけで取り組んでい
かなければならぬと思います。きょうも午前中に
答えて、税率を主にして説明をいたしました。が、
やはりいまのような点も考えていく。ただ、皆さ
ん方のほうも主張である百五十万というのは、ま
だちよつと私も考えないところではあります。そ
うしてはまた飛び上がらない。それだけひとつ御了
意いただきたいと思ひます。

○二見委員 終わります。

○毛利委員 岡沢君。

○岡沢委員 私は、一年ぶりで大蔵委員会で質問
する機会、ことに総理御出席の場で質問する機会
を与えていただきましたことを、先輩、同僚の議
員に厚くお礼申し上げます。

実は、きょうはわが党の大会でございまして、
春日一幸前書記長、竹本政務会長あるいは先輩の
永末さん、いずれも大会に出ておられますので、私
がピンチヒッターでいささか心苦しいのでござい
ますけれども、質問をさせていただきますと思ひ
ます。主として土地税制を中心にして質問をいた
します。

きょうは、総理と大蔵大臣お並びでございます

が、私たち野党の一員としての民社党も、率直に
いって、自民党政府の政治の成果について、たと
えば日韓問題、沖縄問題あるいは経済成長、その
メリットを評価するにやぶさかではございませ
ん。しかし、この土地税制に関する限り、あるい
は地価対策に関する限り、物価に関する限りは、
佐藤内閣は失政である、失敗だと私は指摘せざる
を得ないわけでありまして。

土地の値上がりというものは、ここ十年來続い
ての特微的傾向であります。ことに佐藤総理が就
任されてから以後、ここ数年間、値上りの傾向
は特に急カーブを描いております。土地問題が、
あるいは地価問題がどれだけの影響を持つかとい
うことにつきましてはちようちようすることは避け
ますけれども、一口にいつて諸悪の元凶だといわ
れております。個人からいたしましても、それに
よつて貯蓄意欲がなくなる、あるいは家庭が乱れ
る、あるいは勤労性についての意欲がなくなる
という問題があります。地方公共団体からいたしま
しても、公共用地の取得の困難性その他の問題が
ございまして、国にとりまして、政治に対する不
信あるいは諸事業の遂行の困難性というやうなこ
ともございまして。まして国内的な課題を一九七〇
年代の最大の取り組み課題とされる佐藤政府にと
りましては、物価問題が一番大きな課題の一つだ
と思ひますけれども、この物価問題とも不可分の
関係がございまして、あるいはまたもう一つの大き
な課題といわれております交通事故防止の問題。

年間二万人の死者を出し、九十六万人の負傷者
を出すこの交通事故問題とも、やはり地価問題は関
連してまいりました。道路の改良あるいは拡張等の
困難性からいたしまして不可分の関係にもあり
ます。こういうふうな考えをもちますと、地価
問題は、じみならずでありますけれども、日本の
現在の政治の中で一つのガンだと見ていいかと思
ひます。

私は、政府もこれに真剣に取り組んでおられな
いという見方をするわけではありませぬ。真剣に
取り組んでおられるんだと思ひますけれども、結

果としては異常な値上がり、しかもその傾向は経
済合理性を越えた値上がりであります。ここに、
政策の失敗と申しますか、あえて私が佐藤政府の
最大の失敗だと指摘したい理由があるわけであり
ます。ここで政治的な決断を、この地価対策につ
いて求められている時期ではないか。そういう前
提に立ちまして、私はピンチヒッターでございま
すので、春日委員の質問内容を預かってまいりま
したので、最初にそれを説き及ぼささせていただきます。
それを前提にして質問を続けたいと思ひま
す。

土地税制の根本的改正について、まず、土地政
策の重要性についてであります。

地価問題、住宅問題を解決するためには、土地
政策が総合的の見地から確立されなければならな
い。土地政策とは土地利用の規制と誘導に関する
政策である。土地政策はきわめて広範多岐にわた
り、しかも国民の権利義務、利害に関する重要な
問題であるから、国民世論に基づき、国民心理に
適合したものでなければならぬ。

土地政策に関しては、昭和四十四年六月に新都
市計画法と地価公示法が前後して制定せられ、ま
た昨年には土地税制が改正されて、かなり前進が
見られるが、なおきわめて不徹底で、このまま
では地価問題、住宅問題の解決には焼け石に水程
度の効果しかない。

そこで、新都市計画法の問題点であります。新
都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手
続、都市計画制限、都市計画事業等に関する必要
な事業を定めておるものである。同法によれば、
都市計画は市街化区域及び市街化調整区域を定め
るものとしておる。すなわち、市街化区域はすで
に市街地を形成している区域及びおおむね十年以
内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域
としておる。そしてそれ以外の区域については住居
地域、商業地域、準工業地域または工業地域並び
に住居専用区域、工業専用区域、特別工業地域、
文教地区、空地地区、防火地区、美観地区、風致

地区等々の地域、地区を定めるとともに、道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、緑地、広場、水道、電気、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、河川、学校、病院、市場等々の都市施設を定めるものとしている。

以上は都市計画の根幹をなすものであるが、これら基本計画はもとより、実施計画についても、それらの策定には関係各省の協力が必要であり、同法の所管庁たる建設省や都道府県知事、市町村の手に余るものである。都市計画についてはよく市街化区域と市街化調整区域との線引きが近く実現されるような運びとなったが、以上のような実情からして、これが単なる線引きにとどまる限り、土地利用の規制の基準たるべき土地利用計画はかけ声にすぎなくなり、土地政策は根底からくずれることになる。

次に地価公示法の問題点についてであるが、懸案の地価公示制度がいよいよ具体的にすべり出した。すなわち、さしあたり東京都の区部と大阪市、名古屋市の、それにそれらの都市の周辺地域について、昭和四十五年一月一日現在の正常な価格、すなわち第一回の地価公示が去る四月一日に行なわれた。

公示価格は、地価に関する最も信頼し得る、また同時に最も權威ある価格とされ、公共用地の取得に關しては、任意買取による場合と取用委員会の裁決によつて買取する強制取得による場合とを問はず、いずれも公示価格に準拠することが法律的に義務づけられ、一〇〇％公示価格が適用されることになるが、民間の土地取引については、不動産鑑定士に評価してもらつた場合に、不動産鑑定士は地価公示価格に準拠することが義務づけられているほかは、単なる目安で拘束力がない。すなわち、民間の土地取引については、売り手も買い手も公示価格をめぐりにして取引を行なうよう取引慣行をつくり上げていくことにしたいとの政府の願望を示すにとどまっておる。しかしながら、地価公示制度はほかの政策とよりまかみ合わせて初

めて土地政策としての威力を発揮することとなる。この意味において、土地税制において地価公示制度を一〇〇％活用すべきものと考えるが、これについての見解を聞きたいということであります。

そこで具体的に土地税制の改革について、この地価公示制度と結びつけてお尋ねするわけでございますけれども、国及び地方公共団体は、土地利用の規制だけでなく、土地利用の誘導についても大きな責任を負つておると思ひます。土地利用の誘導については、金融措置等のほか土地税制にまつところが大きいと思ひます。すなわち土地税制は土地政策を補完する有力な手段といふべきであります。しかし土地税制を改革するにあたっては、同時に反面において金融措置等につき、きめこまかな、それこそきつとに手の届くようなあたたい配慮ある手段を講じ、土地を持つてゐる人の意思を十分にくみ取り得るよう、生活再建方策等についての万全の措置を講ずる必要があると思ひます。

すいぶん前向きが長くなつたわけでありましてけれども、そこで土地税制の改革に關するわが党としての試案を申し上げるので、總理と大蔵大臣の見解を聞きたい。

最初に未利用地税の創設の問題であります。土地の有効利用を促進するため市町村税たる未利用地税を創設する。すなわち、市街化区域内において、その用途地区に應じ有効に利用されていないときは、そのような未利用地の所有者に対して未利用地税を課する、こういうことを党としても決定しているわけでございまして、この未利用地税の創設について、總理と大蔵大臣の見解をお聞きします。

○福田國務大臣 未利用地税という考えにつきましても私は賛成です。何とかして、利用されない土地、これに対する課税ができないかというところを、常に考えておるわけでございまして、ところが、それには前提があるのです。前提はまさにいま岡沢さんが春日さんの文章だとして読み上げられ

た、土地の國家管理というか、そういう問題が前提になつてくるわけでありまして。國家管理といふ言い過ぎかもしれませんが、ある土地は、いかなる用途に使用すべきかという問題、また、その土地の上に建つ建物その他の工作物はいかなる割合であるべきかという問題、それらの問題が解決しなかつて、いかなる土地が未利用地であるかということがきめ得ないのです。また、國民的のコンセンサスとして、そこで土地を管理し制すべしといふところまでいっていない現段階では、そういう前提となる制度自体がまだ成熟の段階ではないのではあるまいか、そういうふうに考えられるわけでありまして。そういうことを考えますと、どうも現行の固定資産税というより一般的な課税でつなぐほかにないのだといふふうに思ひますが、そういう客観的条件が整い、國民的なコンセンサスができていふような段階になりますれば、まさに未利用地税といふべきか、あるいは空閑地税といふべきか、そういうものが創設されるべきものである、さういふことを考へておられます。

○岡沢委員 いま大蔵大臣から、原則として未利用地税には賛成だ、しかし、技術的に大きな問題があるとお答えがございました。總理の御見解をひとつ。

○佐藤内閣總理大臣 何が未利用地であり、どこが空閑地であるか、それをきめることがたいへんじゃないか、かように実は思つております。したがつて、理論として一応もつともらしく聞かせるけれども、具体的ににはなかなか扱いにくい。いま大蔵大臣が答えたとおりに私も思つております。

○岡沢委員 なにしろ与えられた時間が三十分でございまして、もう一度突っ込みたいのですけれども、春日さんから託されましたほかのアイデアがございまして……

次は、土地高価譲渡税の創設、これは開発利益の吸収還元をはかるため、国税たる土地高価譲渡税を創設するといふ新しいアイデアでございまして。すなわち、地価公示制度を活用して、公示価格をこえる対価を得て土地を譲渡した者に対し

て、そのこえる部分の金額を課税標準として一〇〇％の課税を行なう、きわめてきびしいものでございまして、公示価格、いわば公定価格以上の収益に對して一〇〇％課税するこの土地高価譲渡税の創設について、まず大蔵大臣の御見解を聞きたい。

○福田國務大臣 私もその考え方には賛成です。これは若干前提条件を整備しなければならぬと思ひます。つまり、いまかなり広いブロックごとに公示をしますが、多少はこれをこまかにする必要があるんじゃないかといふふうに思ひます。これがあつてこまかになり、その地区の平均的な価格を表示するといふようなところまでいけますれば、ぜひこの制度はやつてみたい、そういうふうに考へます。

○佐藤内閣總理大臣 いま大蔵大臣が行くはやつてみたい、こつといふ言ひ方をしています。いま地価の公示制度を始めよう。これは公示しただけで、それが守られるような方法でない限り、意味をなさないわけですね。守るためにはいまのような課税をする、そのことが必要だ。これは生きてくると思ひます。しかし、いまよくよく公示制度が始まるばかりでありまして、どの価格が適正な価格なのか、いま買い手も売り手もわからないような状態で、いきなりいまのような税を考へても実情に合わないのではないか。たゞいま大蔵大臣が言っているように、行く行くはそうしたい、こつ言っているし、私もそうあつてほしい、かように思ひます。だから、いまきめた公示制度といふものを、これを早くひとつ適當な方法で、また地域についてもそういうものが拡大されて、そして一般にこの値段は幾らだといふことになつてきて、これが超過しているか、してないかといふようなことでいまの問題がきまるのではないだらうかと思ひます。

いままでもしばしば、税で地価を押えることができるんじゃないか、かようにいわれましたが、いままでのような制度なら税を織り込んだ売買価格で売買される。だから税金がかかる、それだけ

○岡沢委員　憲法二十九条の所有權等の規定がございませうけれども、やはり土地に關する限りは、これは与党も含めての共鳴者があると思ひますけれども、單なる商品ではないという立場から思ひ切つた税制が必要だと思ひます。

三番目のアイデアは、市街地開発税の創設であります。道路、上下水道等公共施設の整備を積極的に進め、都市計画税にかえて市街地開発税を創設する。すなわち、市街地開発税は、土地、家屋及び償却資産に対して課税することとするが、緑地地区等に該当する土地等は非課税とするほか、一定面積以下の土地、家屋については減免措置を講ずることとする、こういう新しい市街地開発税の創設についてのアイデア、これについての総理と大蔵大臣の見解を聞きます。

○福田国務大臣　いまちよつと伺つたところでは、在来都市計画税と市街地開発税、どこにアイディアの違いというものを求めているのか、ちよつとわからないのですが、おわかりになりますか。

○岡沢委員 私自身も実は受け売りなんです、ただ、あえて言いますと、市街地開発税と都市計画税との違いというよりも、根本的な考え方としては、開発利益を吸収するという点では、あるいはは、受益者にそれだけの負担を持たすという意味では、同じでございますけれども、こまかい点では、課税最低限を特に認めまして、一般の住居用あるいは小額の土地、家屋所有者に対して、いわゆる過酷な課税にならないという配慮をしている。私自身も申しわけないですが、けさ私に渡されました

○福田田務大臣　まあ想像するに、在来の都市計
画税にその対象として償却資産も加えたらどう
だ、こういうことと、何か控除制度みたいなもの
を加えたらどうだろうか、こういうことのように
ありまして、大体現在の都市計画税と大同小異で
ある、こういうふうに考えます。償却資産を加え

ありはしないかと思ひます。償却資産は、はつきりした都市計画事業による受益対象である、こう言えるかどうか、その辺に問題がありはしないのか。それからまた、一定の基礎控除を設けたらどう

りだろ、か」という点につきましては、これは考へ方によつては同様の考え方がとれると思ひます。方、いずれにいたしまして、都市計画税とそう密にわつたものではない。今度固定資産税の評価がなされてありますので、都市計画税がかなり充実されるわけでありませう。この都市問題解決、これはたいへん重大な問題になつてきておりますので、都市計画税を中心にいたしましてこれを強化し、その財源に充てたいというふうに考えておりますので、大体これは私どもの趣旨と同じようなことにな

なるんじゃないか。さようならぶりに考えます。

○佐藤内閣総理大臣　いま大蔵大臣もお答えいかなかったように、都市計画税、これと大体趣旨が同じものだからと私は思います。これをはずすとちょっと税制調査会などもむくれる、かように

思っております。大体四十三年の税制調査会の答申に基づいてたゞいまの都市計画税が考えられ、その方向でもし不都合があればそれを手直ししていきこう、こういうふうに考えておりますので、主体をそれでいいんじゃないだろうか。いま言われまう点は、提案者でないの十分御説明ができませんとおっしゃるが、それはこまかいことだし、まあ私にもよくわからない。そういう専門的なことはちょっとわかりかねますので、答弁は預かった方にはいいのだらうと思いますが、いまのように概

二つ、まず、賛成派はしておられるけれどもなかなか実行がむずかしいという問題じゃないに、ぜひ実行していただきたいし、最も効果的な問題だと私も考え、持論でもある問題ですが、それは固定資産税の強化、いわゆる時価課税を中心とした固定資産税の強化、不動産取得税、相

価格に統一し、税率の調整を行なう。ただし、一定面積以下の土地等については減免措置を講ずることとする。これは東京問題調査会の意見でものことです。この地価問題を解決する最も即効的な方法は、最も見込める方法として、この時

として、また最も実現可能な方法として、この地価課税を勇断をもつて、政治的な決断で断行してもらふということが、この土地問題の解決としてきめ手になるんじゃないか。

いろいろ地価の値上がりについては指摘もされ、提案もされております。しかし簡単にいって、いまのように土地を持つておれば値上がりする、買えばもうかる。預金の利息よりも土地の値上がりが高ければ、だれも土地を売って換金する利便はかかありません。まして、銀行から借りる利息

よりも土地の値上がりが多いから、銀行は金に余裕をもち、借りても土地を賣おうという投機意欲をそそのめるのは当然でございます。それは結果として、現在の不動産点では、真の需要者だけでなく、銀行の不動産部等ほもとよりでございますけれども、生命保険会社、信託会社、百貨店、電気会社までも不動産

險会社、電鋸会社、百貨店、胃腸会等まで不動産部を設けて土地の買いあさりをする。非常に大きな悪循環をもたらしおる根本だと思ふ。やはり土地は持てはもうかるのだ、値上がりするのだという信仰を打ち砕くということが最もきめ手になるのではないか。また土地を持つておるものが、いまのように値上がりはするが税金は安い。土地の保有が非常に安易に、また人間のエコノミックアニマル的な感情に合うような方法で税制があり、実際の政策がとられている限り、いかに

もって時価課税に踏み切られるべきではないか。その意味からいへば、人々とともに大きな政治的決断を要する。この三月八日の予算委員会でも、建設大臣自身も、この三月八日の予算委員会でも、建設大臣、経企庁長官にも質問をいたしました。特に建設大臣は明言をもつて、時価課税を断行したいといひ、いひ御答弁もありましたし、また二月十五日で、

席で、時価課税はぜひ実現したい、自民党としては賛成だ、自分はやりますと、わざわざ司会者からほんとにやりますかという念を押されて、やりますということをおっしゃいました。むしろそのときこそ賢覚の協力が得られるかどうか、心算

だ、また国民の支持が得られるかどうか心配だ
という御意見の発表がありました。まあ私たち小
さい野党ではございませうけれども、党の決定とし
ても、この時価課税には全面的に賛成をするとい
う政審の決定を見ております。また国民も、一望
の者の値上がり意欲のために大多数が住宅も持て
ないという現在の地価のあり方については大きな
不満だろうし、私は反対があろうと思いません。
三百三名という大きな勢力を持たれたいまの佐
内閣なら、やろうと思ふならば現実に実現もでき

て、しかも即効薬である。この時価課税について、特に大蔵大臣と総理の勇気のある御発言を、ただきたいと思ひます。

○福田国務大臣　建設大臣が時価評価、そういう方針を打ち出された、私も承知しております。

もそれに賛成です。ただ、固定資産税の扱いが事実の問題とすると非常にむずかしいのです。つまり、農地につきまして、その農地の地価をどういふふうにするのが適切であるか。これを農地として使用する場合における価格は反当たり三十二円、平均してそんなものでありましょう。ところがこれを他の用途に転用する、工場が買いまするいは道路敷にします、そういうような際においては、これが何倍、場合によると十倍も

る、こういうようなこともあるのです。そういう際にどういふ価格を適用するかというのは非常に問題でございまして、固定資産税に適用につきましても非常に問題があると思ひます。しかし、できる限りその思想を固定資産税におきましても当てはめていくべきである、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○佐藤内閣総理大臣 たいへん余裕のあるお尋ねで、勇気ある発言をという一確かに勇氣がなければいゝの御発言、なかなかできないことだと思ひます。と申しますのは、いまの固定資産税の場合に、固定資産の評価がえを時価に正確にかえるという場合に、おそらく課税の激変があるのではないかと、急激に増加するのではないかと、かように私は思ひます。ここに実はいままで手抜きがあつたといへば手抜きがあつた。もう少し、課税をするにしても、納めるほうの方が納得のいくような方法でやはり税制はあるべきだ、かように考えます。これは高くなるのですから、負担能力なしとは申しませんけれども、どうもあのときに充つたたいへんもうかつたが、今度は税金を納めるようなものだというような、税に対する不信感を持つようなことであつては困るだらう、かように思ひます。

しかし、いま言われることは本筋でありまして、それだけの時価、それに相應する税を払う、これは本筋のものです、かように思つております。ことに地価の評価がえが最近行なわれようとしておる、そういう際でありますだけに、いまのことはたいへん影響は大きい、広範であり、また非常に鋭いものではないか、かように思つております。私は、大体三割あるいは四割程度は、これはしんぼうしてもあらわれない困るのじやないかと思ひますが、そんなことじやない、もっと地価は上がつていゝという御批判もあるのじやないかと思ひます。ただ一べんに急激な課税負担激変を与へることは、必ずしも、いいからといってみんなに協力をされないのでないか、かように私は思ひますので、そこらのところは、実際の処置

にあたつてはどういうようにしますか。とにかく非常にショックングな扱いをしないような方法が望ましいのじやないか、かように私は思つております。

○岡沢委員 私は、尊敬する佐藤総理でございませうが、どうもこれには非常に不満です。先ほど申しましたように、地価の異常な高騰の諸悪といひますか、及ぼす影響というのには非常に大きい。何時も時価以上のものに課税せよ、時価以上の評価に課税せよというわけではございせん。ただ、どんな法律でも、どんな制度でも、満点のメトリックばかりの制度はないと思ひます。やはりこれだけの大きな地価問題、先ほどガンという指摘をいたしました、手術をしなければならぬわけですね。思ひ切つた、それこそ政治的決断がこの地価対策についてにはほんとうに必要じやないか。この値上がりは三、四割じやございせん。一部の新聞等でも報じられましたように、同じ地番で一部は宅地として十万元以上の評価があり、農地としては千円前後の評価、百分の一の評価しかされてない。それが同じ地番です。同じ町の同じ番地の所在地です。こういう不公平。総理は納得する納税といわれましたが、私も納得の納税を勧めるわけじやございせん。しかしそれ以上に、国民感情からいたしましては税の公平ということが最大の基本原則でなかならぬ。いまは大都市近郊の農地所有者はあまりにも保護がされ過ぎておる。過保護だ。国民の不満がほんとうに政治不信にまでつながりかねない。まじめに働く労働者で、自分の土地と家を一生かかつても持てないという政治はいい政治だとは思ひないし、そういうことを考えました場合、私はほんとうに決断が必要じやないかと思ひます。激変緩和といふ一時的な糊塗的な言ひわけの手段を、大宰相佐藤総理はなさるべきではない。特に総理のあとを継がれる大蔵大臣にも、重ねて私はこの点ではぜひ勇断を持つた御答弁をいただきたい、かように思ひます。

○福田内閣総理大臣 御趣旨は私もまことに賛成だ、こう申し上げておるわけではございませう。ただ、こ

れが急激なことになつたのではまた社会的な摩擦があります。また混乱が起きます。そういう点はよく考慮しなければならぬと思ひますが、なるべく時価課税にいくように、漸進的に努力をいたしていきたい、かように申し上げておるわけですね。

○岡沢委員 終わりますけれども、いまの東京商工調査会でも答申しておりますように、時価課税を断行することとともに、土地を手放すことによつて収入をなくしたり、一時的に生活を失うというふうな人のために、たとえば借家制度等ができるように、アパート経営ができるように融資を兼ね合はすといふような方法を考えれば、私は時価課税による激変緩和の手段は十分にあり得ると思ひます。そういう点もきまかくやはり御検討いたさう。そして、いつまでも単なる名目的な糊塗的な答弁を繰り返して、政策的に、実際に異常な値上りをしていゝ土地高騰をこのまま続けたまふといふことを避けてもらいたいという願望をいたしまして、質問を終わります。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 最初に大蔵大臣にお伺いをいたしますが、租税特別措置法といふのは何のために設けられる税制でございませうか。

○福田内閣総理大臣 租税につきましては、所得税法、法人税法その他一般的な税法があるわけでありませう。この税法におきましては税の基本的なあり方を中心といたしまして、税制の仕組みが法定をされておるわけですね。それに対して、政策的に特殊な配慮をしなければならぬ、こういう事例がありますので、それに対しては税制上特別の配慮を行なう、こういう場合におきまして租税特別措置法においてこれを処置する、こういうふうにいいたしておるものであります。

○堀委員 大体税法といふのは、いまお話しのように所得税法なり法人税法があつて、政策的に特別の配慮をするといふことは、その基本税法に対してプラスのときもマイナスのときもそういう配慮といふことは使えるのでしやうか。

○福田内閣総理大臣 そう思ひます。

○堀委員 実は、きょう私は主として法人関係の税制の問題と、あわせて税制全般上の問題とをちよつと論議をさせていただこうと思つておるのですが、今度の租税特別措置法の中には、実は当然法人税法に書いて問題がないと思はれるものが租税特別措置の中に書かれておるものがあります。それは御承知の法人税法に対して、大法人の一億円以上及び三百万円以上の所得がある法人に対する留保課税について五%引き上げる、こういうことになつておるわけですが、これについて五%引き上げるといふのは、これは一体プラスの特別の配慮なのか、マイナスの特別の配慮なのか。それでは一体この部分をどう理解したらいいしやう。

○福田内閣総理大臣 プラスであるかマイナスであるか、これは見る人によつて違ひます。つまり、政府側から見ますれば、特に大蔵省から見ますればプラスです。しかし税の対象になる企業家から見ますれば、これはマイナスになる、かように考へております。

○堀委員 ちよつといふ話は納得できない話なんです。私がプラスと言つたのは、基本税法に対して納税者側がプラスかどうかといふのが普通プラスだと私は思ひます。それを大蔵省側と納税者側と二つ言われても、これはちよつと困るわけですが、しかし私は、いみじくも大臣が触れられたことにちよつと感ずるところがあるのです。大蔵省側プラスと言われた。それは納税者の問題の次元ではなくて、大蔵省側プラス、要するに地方自治体側マイナスといふのなら話はわかるのです。よろしくございませうが、私がいまなぜそういうふうにいふに申し上げてゐるか、あとで申し上げますが、もしこれを法人税法で書いておけば、これによつて出てきた分は地方交付税交付金で地方にいくものを、ここで遮断をして国だけで使おうといふことなら、確かにいま大臣がいみじくもおつしやうた大蔵省プラスといふことだと思ひますが、そういう意図もここにあつたわけではしやうか。

○福田国務大臣　そういう意図はございません。
○堀委員　意図はないけれども、結果としてはこれは法人税としては入らないので、地方交付税の算定の中に入らない、こういうことになるわけでございますね。

○堀委員　法人税の特別措置でございますから、税収は法人税に入るわけでありまして、

○堀委員　わかりました。私は取り扱い上、特措でやったらこれは法人税の別ワクとして、交付税に入らないのかと思つていましたが、それは私の思い違いでありました。

その次に、いま私が問題を出しておりますこの問題で、なぜ今度は留保分だけが引き上げられたのですか。これは普通私ども新聞で承知をしておるところでは、最初大蔵事務当局は法人税率を二％引き上げるのだというふうに新聞に伝えられておりましたが、いろいろ経過があつて最終的にここへ落ちついた。その落ちつき方実は留保分だけ、こういうふうになつたということでありまして、この点については、全体にかつても五％ならたいした問題ではないわけですが、これを留保分に限つたという積極的な理由は何か。

○福田国務大臣　先ほどお尋ねがありまして申し上げたのですが、今度の措置は、一つは選挙後の倉卒の間の税法であります、そういうような意味においてあまりこまかいところには触れない、こういう点の一つ。それからもう一つは、配当分に対しては二六でずつと据え置かれておるのです。そして四十年、四十一年のあの税法改正の際も、これも減税が行なわれたにもかかわらずこの二六は動かさなかつた。そういうような経過をも顧み、今度は本率の改正だけ、留保分の改正だけにとどめた、こういうことであります。

○堀委員　実は、いまのように、ただ四十年、四十一年にこれが据え置かれていたから、それで今度は動かさなかつたというのは、理論的な背景としてはやや問題があるんじゃないか。なぜかと申しますと、なぜこの配当分をこのように分離をし

てきたのかということには、その前からの経過が私には一つあつたと思うのです。ところが、今日御承知のように企業はたいへん情勢がよくつてまいつておりますが、ここで私はいろいろな資料を見ておりまして、配当課税というこの姿がほんとうに配当そのものに役立っているのかどうかという点については、全然実はそうなつていないという点で資料で非常に明らかになつておるわけでありまして。

国税庁が出しております「法人企業の実態」というのを調べてみますと、昭和三十七年から四十二年までの間に、配当と社内留保を合わせたものは益金の中で大体五五％ぐらいのところをずつと占めておるわけですが、要するに配当に回しますものと社内留保を合わせた総額、これは大体コンスタントに五五％ぐらいのところをずつと占めておる。裏返せば、役員賞与と法人税と社外流出とが、これまた同じように四五％ぐらいのところへずつと占めておるわけである。法人税が、そういう意味で下げてきた経過があるにもかかわらず、配当のほうは全体に占める比率は逆にどんどん下がつてきている。内部留保のほうはどうぞんぶんふえてきているというのが実は具体的な過去から今日までにおける姿になつておるわけですね。

そこで、まだそれだけではなくて、たいへん興味がありますのは、「日本証券業協会連合会」の行なつた「企業税制に関するアンケート調査」(昭和四十四年七月)によると、配当課税措置の導入と配当率の関係について「配当課税措置とは関係なく、増減配あるいは配当率の維持を行なつた」と答えた者が約九〇％に達し、また、配当損金算入方式が導入されたと仮定した場合、減税分を主として配当にまわすと答えた者はわずかに二％しかない。こういうデータが実はあるわけですね。このようないろんな過去からの沿革を調べてみますならば、今日ここで二六％にしておこうが、今度これを五％上げて――五％上げれば一・

三上がりますから二七・三になりますか、上げましても、現実には、これらのデータが示しておる通りに配当そのものに関係はない、こういうふうには私は実はこれらのデータから判断ができると思ふのです。

だから、これまでは下げるべきでありましたが、これからまたさつと上げておるときには――かつては、大臣も御承知のように、配当の関係は四二％のまま、配当一本であつたときがあるわけですが、それからだんだんと三八になり、それが三五になりという経過があるわけでありまして、昭和三十三年まではずっとこれ一本の税制できたものが、三十六年の税制改正でいきなり一〇％も落として二八％に配当分をしたという歴史的な経過があるのであります。少なくともこれらのデータや過去における傾向から見れば、今度何もの配当を据え置く必要はなかつた、少なくとも五％分だけは全体をとつてもよかつたのではないかと。ですから私は積極的な理由は何かと伺つたのでありますが、この点については、今後のこの法人税の検討をする場合にはやはりこの問題を含めて検討をしておく必要があるのではないかと、こう思ひますけれども、大臣、この点はいかがでございますでしょうか。

○福田国務大臣　先ほど申し上げましたように、今回の措置は、四十年、四十一年の減税のときもこれを動かさなかつた、こういうことと、もう一つ言つておきます。もう一つは、総選挙後一カ月余りでこの税制をきめなければならぬ、そういう際にお話しのようなこまかい検討をする余地がなかつた、こういうことです。今後の検討問題といふたしと思ひます。

○堀委員　そこで、今度のこの租税特別措置は、いろいろと大蔵省の書いておるものを見ますと、財源的に非常に比重がかつておるの様に書いておるわけですが、大臣は今度のこの制度を導入された主たる理由は何でございますでしょうか。

○福田国務大臣　主たる理由は、景気に対しまして財政においても警戒的な姿勢を示す、こういう

り意図であります。

○堀委員　そうすると、これは、いまの財源もさることながら、これまでしばしば私が予算委員会を含めて議論をしてまいりましたフィスカルポリシーというものの一つの逆の側面ですね。かつて福田さんが大蔵大臣になられて、デフレのときには国債発行――これは一番手軽なフィスカルポリシーなんですけれども、かねてから私は増税によるフィスカルポリシーという問題を当委員会または予算委員会でも議論をしてまいりましたが、その点を考えるとすれば、私は確かに時間的な余裕はなかつたと思ひますが、やはりより効果的なのは一緒にやるべきではなかつたのか。財源的な問題でこのくらの財源でよろしいというのなら話もまた別であつたかと思ひます。

そこでこの間実は参考人にお越しをいただいた議論をしましたときに、正木参考人がちよつとみじくも触れたわけでありまして、この制度は実は一応二十年の制度になつております。ところがちよつとこれが二十年たちますときには、昭和四十七年という年度は、最初に政府が福田さんの手で発行された国債二千億圓が実は償還をする年に入らなかつたわけでありまして、そうすると、もちろんそのときの財政規模というのは、現在が七兆九千億圓、去年とことしが一兆三千億圓の伸びでありまして、少しずつ伸びがふえるとして、二年後というのはおそらく三兆圓くらい伸びて十兆五、六千億というふうなところへくるのであります。それから、その十兆五、六千億の財政の中における二千億はそうたいしたことはないと思ひますが、その次の年からは今度はかなり大幅な国債償還が回つてくるわけでありまして、昭和四十八年になると六千七百五十億圓、その次の年が七千二百億圓ですか、こういうふうな非常に大きな国債の償還がくる、しかしいまだだん国債の発行を下げて四千三百億までできておりますけれども、いつまでもこの程度で済むかどうかには、やはり私は疑問があるのじゃないか、財政上から見ても疑問があるのじゃないかと思ふのですが、こ

れはたいへん先のことになってあれでなければならぬ。この国債がちょうど七年目で償還になったときは、政府は一体これについては何らかの処置を今日から考へていかうか、財政上の問題として、この点は大臣いかがでございますか。

○福田国務大臣 四十一年に発行しました二千億円です。これは四十七年に現金償還します。その準備をしておりますので、つまり国債整理基金に償還財源をためておる。それから四十一年に発行した六千七百五十億円、これは借りが償還、これを中心にして、財政の余裕がありますれば現金償還も加えたい、かように考へております。

○堀委員 そうすると、このあたりでは借りがえをするとなつて、いまの四千三百億ベースというのがどこまでだあと二年間に下がるか、四十七年におつしやるように現金償還できるなら、そこまではいいわけですが、四十八年にいま出しておるベースの国債と、そこへ借りがえの分と重なるわけですから、とたんにこれから大きくなるわけですね、ここからしばらく、また先へいくと下がりますが、この三年間くらい、四十八年、四十九年、五十年の財政というのは、これは私は、借りがえをここでどかんとやらなければいかぬというの、財政負担として相当大きな負担になるのじゃないだらうか、こう思ふのです。というの、財政負担というのは国ですから、出すけれども、借りがえを出しますというところでしようけれども、償還する側とすれば二重にくるわけですね。当年度分と借りがえ分と重なつたものを償還をしなければならぬということの問題になりますから、これは少し今日からの考へておく必要があるのじゃないか。

私は実はこの間から大臣と国債論議を少しさせていたました。この間第一ラウンドをやつて、きょう国債論議の第二ラウンドをやりたいと思つておるのですが、ちょっと理財局長に最初に事務的に伺いますが、国債のいまの利回り問題というのは、事務的には大体いつごろ決着をつけたかということですか、日程的に。

○岩尾政府委員 国債の条件でございますが、先にも御承知のように、事業債について三月、条件の改定をいたします。そのあと、事業債は非常に資金の需給が逼迫しておりますので、この消化をよくやつていかなければならない。そういう状況の中で国債の条件をどう改定していったらいいかというのには非常に微妙な問題だと思ふのです。ただ、私らは、四十五年度は四千億市中消化ということもありますが、四月、五月、九月、十一月は非常な資金の需給がゆるむときでございますので、この機会になるべくたくさん消化したいという気がございます。しかし暫定予算の關係もございまして、発行できないという状況になっております。さういふ条件を考へまして、まだ接触はいたしておりませんが、銀行その他消化先というの、多量に消化してもらう話を進める段階でできめていくことになる、かように考へております。

○堀委員 実はこの前、予算委員会の総括質問のときに、たまたま大臣御病氣で御出席がなかつたわけですが、大蔵大臣代理に佐藤経済企画庁長官がお出になつて、そのときに私はちょっとある大蔵省関係の、というのとあれですが、ここに責任者がおいでになる雑誌の対談をひとつ予算委員会披露したわけですが、それは何を披露したかという、私も佐藤企画庁長官と全く同意見のことが書かれたと思うので披露したのですが、それは、いまの国債というのは日銀引き受けである、こゝういふふうに書いてあるわけですね。しかし本来は国民が買う国債になるべきじゃないか。あといふことを言つておられたわけですね。

そこで私は、いまの国債が七年という期間、それが一体、今後の情勢として、まだ依然として借りがえその他を含めて見るのとなかなか、大蔵大臣おつしやるように火種にするのはだいい先になるわけですね。当分の間は、国債にかなり比重がかかる時期がこれから先になるわけですね。四十八年、四十九年、五十年あたりはいずれも、いまちよつと申し上げたように六千七百五十、七千二百、

百、その次になると四千七百億くらいでちよつと下がりますけれども、しばらくタブつてくるわけですね。この際、私は、国債を持つておる人たちが、七年でこの利子だから国債を持つておると思つたのです。本直に言いますと、そうすれば私は、七年でこの利子でいふよりは、かりに国債の期間が十年に延長されてももう少し利回りがいいというこのほうが、国民の持つ側になれば同じではないか。特にいまのうちに七年で、大体七年後には主としてそれが現金償還全部されてしまふというなら話は別ですが、主として借りがえになるというのが前提になるならば、ことしの国債からどうの考へ方としては、国債の長期化と同時に高利回りという問題をも少し考へるほうが、私は国民としても個人消化の足しになるのじゃないだらうか、こゝういふふうな気がするわけですが、大臣この点はいかがでございますか。

○福田国務大臣 当面の問題としては格別、もう少し長期な問題とするとそのように考へます。やはりこれは国民に進んで持つてもらうというふうな逐次持つていかなければならぬ。ただ七年という問題、これを長期化する問題は、他の政府保証債でありますか、あるいは事業債でありますか、それがみんな七年ということになっておる。それとのつり合ひ、それを見ながら七年と一応しめておられますけれども、これは逐次長期化を考へていくべきものである、また考へていい、さうに考へております。

○堀委員 私もその点たいへんけつこうだと思ふのですが、政府保証債と国債というのは非常に關係がありますから、これはセットで考へる必要があると思ひますけれども、金融債などというものは、これもすでに私は金融制度調査会の皆さんに對して、金融小委員会でもかつては言つてきたのですが、やはり長期資金というものは本来長期資金の方向へ持つていつてシフトさせるべきだ。七年のものは十年なり十五年なりの方向にシフトさせるのが本来の姿だと思つておるのですが、七年と

いう金融債は非常に中途はんばだと思ひます。しかし事業債、国債、政保債というものは必ずしも同じベースの七年でなければならぬとは思ひません。ですからその点は、実はもう少し国債はユニークな立場に立つていいんじゃないか。特に建設公債のような性格を持つておるとすれば、七年の償還というのにはやや實際に合わないという点もあると思ふんですね。この点はひとつ年を延ばすほうに比重があるのではないかと、長いものは利子が高くなるというのが原則ですから、さういふ意味ではこれはしよつちや買つたり売つたりする対象になるのではなくて、ある程度資産というかつて国民がこれを持つて安定しておるの、国債は非常にいいと思ひます。同時に利回りもいんだということにならな

い、いまのように、進んで買うということにならない。

所得の中で、今度五十万円までの国債非課税問題が五カ年延長になっております。私、これは個人的な見解なんです、この間銀行協会会長、証券業協会会長に参考人に来ていただいたときにこの問題を出したのは、まずいま国債の非課税は五十万円なんです。ところが、要するに貯金利子のほうには百万円までは非課税になっております。私はなぜ銀行その他の利子のほうに百万円なのかに――それは別途になっておりますから問題がありませんけれども、その他のもののは百万円、たとえば公社債投信のようなものでも百万円までは非課税になるのに、国債が五十万円というのはずいぶん遠慮をしているなという感じがするんですね。だから私は、この点は別建てですが、百万円までを非課税にしたつてちよつともかまわないんじゃないか、国民が国債を買うという観点に立てば、さうして今度五年延長になつてくるようにですが、その点はひとついまのように、国民が喜んで買うといふときに、百万円というのには貯蓄としますと、必ずしも国民の側からすればそれを常に第一線準備といひますか、いつでも金にかえなければ

ばならぬというのじゃなくて、大体われわれのいまの生活なら四、五十万程度は、いつ何か不時の病気をしたりいふようなことをしたときに要るかもしれないということ、これは預貯金にしなければいけません。それが、それ以上のものは、換金性があるというのなら、安定のもので長期に持つた方がいいんじゃないかということになるのじゃないかと思ふので、そういう意味では私は非課税百万円にしたって、国債の場合には問題ないのじゃないか。そうすると、相対的に利回りが百万円までもう一つ上がりますから、そういうメリットを加えて、できるだけ幅広く国民に国債を持たせることが、いまの佐藤経企庁長官の言う日銀引き受けの国債からあるべき国債にシフトさせる一つの大きな問題点になるんじゃないか、こう思いますが、大臣その点はいかがでしょう。

○福田田務大臣 ちよつと私が申し上げる前に主税局長から、技術的にちよつと理解の行き違ひがあるようでありまから……。

○細見政府委員 百万円のワケは、国債を買いましても預金をしましても貸付信託を買いましても、あるいは公社債投資信託に投資してもいいわけですが、そのほか五十万が国債だけにある。ですから、国債が好きだといわれる方であれば百五十万円買えることになっております。

○岩尾政府委員 ただいま主税局長が申しましたように、百万円の非課税があつた上にさらに国債について五十万がある。これは五十万の額面について、従来五十万で二年間ということであつたわけでは、しかし先生のおっしゃるような国債自体の個人消化というものを進めていくためには、いまこれを利子に課税しないということにいたしますと、利回り計算といたしますとおそろく一番いい利回りになるわけですが、したがってそういうことから、五十万までは従来やつておつたものをさらに延長いたしまして、五年間そういう制度を続けることにしたわけでは、

○堀委員 そうすると、この際、国債は、いまの免税処置をするという処置は、これはどこかの証券会社か何かに預託をしておかなければできないということになるわけでは、これは一体どうなるのですか。国債を国民が買ったときに、その取り扱ひとして、それじゃ私はいまの百万円分の国債はひとつ非課税にしてみたい、こういうときにはこれは一体どういう処置をとっておるのですか、具体的には。

○細見政府委員 公社債投資信託と同じように、買い入れましたところで少額貯蓄非課税の取り扱いをするわけでございます。

○堀委員 そうすると一応証券会社が事務的な取り扱ひをする、こうなるわけですね。

そこで大臣、実は私この間銀行協会と証券業協会の責任者に伺つたのですが、証券法六十五条と云うのがございまして、アメリカの発想に基づいて、金融業、要するに銀行その他の金融業は、証券の扱い固有の業務、証券の売買、引き受け、発行等はできない、こういうことに定められておるのですが、六十五条のただし書きで、国債それから政府保証債、地方債についてはこの限りでない、こういうふうな法的にはなつておるわけですが、ところが今日は国債というのは証券会社しか実は売っていないわけですね。ところが、最近証券業といふのはたいへん成績がいいのですけれども、これは都会地に集中してしまつて、証券業といふのはいなかのほうではほとんど存在がしないといふので、ほとんど吸収合併といふか、こうなりつつあるといふのが最近の傾向なんです。

そこで、証券法も認めておることであるから、これは銀行といふか、金融機関にも少し国債を売らせたらどうか、こういうふうな思つて実はお尋ねをしたら、銀行側はたいへんけつこうです。証券側は二、三の理由をあげて、どうも値段が多少変動するものを銀行が売られるのはまずいんじゃないだろうかとか、銀行が国債を売ると預金が減るんじゃないだろうかといふようなお話をあつたのですが、私はその証券業のほうはどう、金融業がどうというよりも、いまの前段の発想に

立つて、できるだけ国民が国債になじむという意味では、もし銀行が売りますというのなら銀行にも売らせたらどうか。

要するに、いま御承知のように銀行はシンジケートの中に入つて、そして国債を買わされておるわけですが、それが事実上は日銀の引き受けに一年ほどたてばオペレーション種としていつてしまふわけですから、ここに佐藤経企庁長官の言う日銀引き受けの国債の主要な問題点がある。それをもし銀行の窓口で売るとなれば、それだけ自分たちの引き受けたものが国民の中に入りますから、日銀引き受けの要素は減つてくる、こうなるのじゃないかと思ふのです。

ですから、今後の公債政策の一つの問題点としては、金融機関の窓口で国債を売らせることは、それだけ国民の保有プールの大きくなる。保有プールが大きくなることは、私はオープンマーケットができてくる条件に連なるのじゃないか。今日一番オープンマーケットがきちんとできておるのは電電債でございますが、なぜ電電債がオープンマーケットになつておるかといふ一つの理由は、非常に多数の国民が電話を買つたに買いますし、それがいろいろ売られて流通しているという事でマーケットができておると思ふのです。やはり広く国民が国債を持つことがマーケットのできる一つの条件に連なり、そのことが金融のためオープンマーケット・オペレーションに道を開くことにもなつてくるのじゃないかという意味では、私は前向きに少し考へてみていい問題ではないか。ことにそれは財政上の問題から見てもこれは非常に関係がある、私はこういふふうに思いますが、この点について大臣の見解を伺いたいのです。

○福田田務大臣 お話しの点は、趣旨としてはわかります。ところがそれに対する反対、これは堀さんも御承知のとおり幾つかあげられておるわけですが、その反対論よりは、むしろ銀行と証券会社の業務分野の調整、こういう問題があるわけですから、そういう問題で、これは国債を初めて四十年

に発行しようといふときからかなり議論になつたところがございますが、まあもう少し周囲の環境の推移、こういうものを見ながらよく考へていきたい、かように考へます。

○堀委員 私は、いま国債を売つておる証券業といふのはかなり大きいもの、中位以上くらいじゃないかと思ふのです。事務当局に伺いますが、一番下のランクの小さい証券会社では国債を売つてないと思ふのですが、どうでしょう。

○安川説明員 現在証券会社は二百七十五社ございまして、御指摘のとおり、国債について一つの商品として売つておられますのは大体中位程度です。上から数えまして大体五十社くらいのところまでで、それ以下でもないといふことはございまして、とにかく顧客の注文がございまして、たまたま、当然それは大証券を通じて顧客に渡すといふことはやつておりますが、ただいま申し上げましたのは、積極的に重要な商品の一つとして売るといふようなこと、そこで上位五十社くらいをとりまして、この店舗網はかなり全国的に散らばつておまして、御指摘のように非常に地方的に特に大きな穴があるといふことにはならないかと思ふます。つまり二百七十五社の下位のほうの証券会社は、本店だけあるいは二、三店舗というふうな、地域的に非常に片寄つておるもので、窓口の分散という点からは、そう大きな比重は占めておりません。

○堀委員 実は、私がなぜこの時点でこの問題を持ち出しておるかといふことは、御承知のようにいま証券業はたいへん好況でございまして、もうこの三月の決算で上位のほうは実はたいへんな黒字になつておるわけですね。証券業の悪いときにこんなことを持ち出したのでは問題があると思ふのですが、大体私はかねてから、競争原則というものを生かすといふことが非常に重要だといふ思つておるのです。少なくとも法律が定めておる——あの証券法六十五条ができたときには、これはやはり、過去においては銀行もやれた業務を、これをともかく証券にだけばーんと持つて

いったという、きわめてドラスティックな法律が行なわれたわけですが、しかし国債と地方債と政保債についてはただし書きがついたというところは、私はいまの業務分野の問題を含めて、これは別だという考え方、公的な財源というもので、他の私的な財源とは違ふのだということが、私は証取法六十五条の精神だと見ています。公共的なためにという点の非常に高いものを、そういう意味で金融業から遮断することは適当でないというのが証取法六十五条の精神だと考えます。これだけ証券界が調子のいいときにこういう問題は処理をしておいても問題はないのではないかと、国債に占めておる証券業のウエイトというのは、今日必ずしもそんなに高くはなく、その他のいろんな業務があるわけですから、私はだからいま申し上げた地方債、政保債に触れてないわけですが、とりあえず国債だけひとつ金融機関の店舗で売ってみるということは、当面のいろいろな財政上の問題から見ても、やはり店舗がたくさんあつてそこで国債を売るといふことになれば、これは金融業内部においても競争が起きてきて、かなり消化が促進されるのではないだろうか、こういうことは国民の側から見てもあまりマイナスにはならないのではないだろうか、こういうふうに思ふのです。その点、さっきの税法で、大蔵省はプラスで逆はマイナスになるといふことならこれはまずいですが、これは国もプラス、国民もプラスなら、その他のところにマイナスが多少あるくらいで気がねをすることはないのじゃないか。そのマイナスの起こるところは、ともかく戦後最高の好況の中にあるといふことであるならば、これは大蔵大臣も前向きに、少し思い切つて検討していただく余地があると思ふのですが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 理論的には御指摘のように思いますが、先ほど申し上げましたように、きわめて機微な業務調整という問題が金融機関と証券業界の間にあるわけです。まあよく考えてみます。

○堀委員 ひとつ、できるかできないかは別として、少しやってみるというかまあ話を進めてもらいたいと思ふのです。おそらく私は、証券業の皆さんが全部が反対なんというところにはなろうとは思われない。六十五条全部を取つたというところになれば、これはたいへんなことですから、そんなことは私は言つてないのですが、現行法にあることですから、法律で認めておることぐらいを一体やれないのかということになると、これは私はやはり国債政策として問題があると思ふのです。ひとつ話を進めていただいて、できることならそれが具体化するようになつて努力をしてみたいと思ひます。

その次に、実はこれも参考人の皆さんとの関係でちよつと問題を出したわけですが、あとのこまかい利子・配当の処置は明日にやらしていただくことにして、本日時間がありませんから、それに関連して、実は今度の利子・配当の問題は、やはり貯蓄が重要な点から、最近ちよつと貯蓄性向も下がつてきておる際でもあるから、十分配慮してもらいたいというのが、金融関係なり証券関係なりの代表の皆さんの意見がありました。そのことは、消費性向がどんどん高まつてくるので、相対的に貯蓄性向が下がるのだ、こういうお話がありましたから、私はそこで一つ問題を提起したわけでありました。

それは、昔は勤儉貯蓄というのが美德であつたわけですね。要するに節約をして貯蓄をするというのが美德であつた。今日は消費が美德といわれる世界になつてきているわけです。大臣、この点は御承知でございませう。

○福田国務大臣 消費が美德になつたといふことは、承知しております。

○堀委員 実は大蔵、やつぱりちよつと古いんですな。このごろは消費者が王様だとか消費は美德だといふような表現で、あらゆるマスメディアを通じてその考え方がいろいろ、実は実際問題としてたいへん普及をしてきておるわけです。そこで、この前もちよつと申し上げたかもしれませ

けれども、今日の国民のいろいろな消費に対する欲望というのは自然発生的ではないと私は考えておるわけです。昔は自然発生的だつたわけですが、大体何がほしいという気持ちが起きてから物が買いたくなつたのです。このごろはテレビという強力なマスメディアを通じて、これでもかこれでもかと、隣の車が小さく見えますなどというところになつてきたわけです。ずいぶんいろいろな方法、手段を通じて、これがいいぞ、これを買えというのかつこうでどんどん注目をされるので、結局自然発生的ではなくて、ある程度欲望をそそぐマスメディアによつて喚起をして、そして消費を拡大する、こういうことになつてきておる。これがいまの大量生産の生産状態とマッチをして、要するに大量生産、大量消費といふことで今日の段階になつてきておると思ふのです。

それと、これに関連をして貯蓄の問題を考へるならば、最近少しこれらの広告宣伝の問題は行き過ぎておる点があるのではないかと、実はこういう感じがするわけがあります。そこで大蔵省にお願ひをした資料を拜見すると、大体昭和四十年には二千六百九十六億円であつたものが、四十四年には四千九百三十一億円で、たいへんな実は広告宣伝費は急激な増加をしておるわけです。そこで、あまり高率の課税をしよといふ提案ではありませぬけれども、われわれの党としては、かねてからの広告宣伝費というものに課税をしたかどうかといふのがわれわれの方針であります。これに一〇%の課税をしても年間五百億程度の財源が出てくる。相当な財源になると思ふのであります。そのことは結局、別に貯蓄に回すわけではありませぬけれども、国の財源になるといふことは、私はそれだけで、日本経済の場合にはそれが公共投資なりといふことに回つてくるわけでありませうから、ある意味では、貯蓄によつてそれを押えて吸い上げて、そしてその資金によつていまの公共投資をやるという回りでいふ手段でなく、やはりこういう部分においては税制の活用しかるべきではないか、私はこういうふうに考へる

わけですが。今後おそろく、いまの五千億円、四十四年度五千億円といふものは日ならずして一兆円をこえるような段階にまいるであらうと思ふわけでありませうが、今日、一〇%でなくて五%でも、要するに消費に課税する——消費といふとあれですが、土地、住宅を含めて、そういう購買といひますか、に課税するやうな広告税については、低率の課税をもつてもひとつ広告税のやうなものを新設することは、今後の財源の問題としては考慮の余地があるんじゃないか、こう思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○福田国務大臣 そういふ御意見だとするとかみ合つてくるんです。先ほどは、日本の世の中が、消費は美德なりといふことを全般的に肯定するといふやうな世の中になつてきた、こう言ひながら、そういうふうには承知しておりますといふことを申し上げたんですが、どうも私が見まして、近ごろの風潮は消費があまり行き過ぎておる面があるといふふうに考へるのです。お話しのように、その行き過ぎの根源として過大広告という面があると思ふ。これを何とか矯正できないものかといふふうに考へますが、しかし他面におきまして、そのやり方、これが問題なんです、ちよつと交際費におきまして問題がありますように、広告といふものが営業活動である。交際費なんかには比べますとそういう色彩がかなり強いわけです。これが経費として非常に重きをなしておるといふことを考へ、また広告といふのは、一つはこれは後進企業ですね、これが盛んにやる。これは伸びようとするためにやる。そういうことを考へると、これを一律にやるといふことになるとまたその間に不均衡といふか不公平を生ずるといふやうなこともあり、この問題の考へ方は非常にむずかしいと思ひます。私は、これは御趣旨の点はもう全く賛成です。広告が過大に過ぎて消費をあおる過ぎる、その行き過ぎにつきましては何とかためる必要があるんじゃないかといふことは賛成でございますが、税制によつてこれをためるということ、その方法が非常にむずかしいんじゃないかと

思う。今後十分考えさせていただきますが、そういういま私どもの段階でございます。

○堀委員 私も税によってこれを抑制しようと考えていないのです。これは抑制できるものでありませんから考えていないのですが、ともかくもいまの全体の中から見、消費がこれだけでもういつているのに、なおかつ消費をかり立てるために行なわれておるものからある程度の税を取ることは、結局私はさつき申し上げたような意味で貯蓄の振りがえのような効果があるのじゃないか。国民の貯蓄を国債で吸い上げることより一つの意味があるのじゃないかと思ひますから、その限りでは、初めからあまり高率の課税をしようという提案はしてないのです。五%でもいいと思ひのです。いま広告の五%課税しても、将来これはかなり大きな財源になると思ひます。この間大蔵大臣もおっしゃる通りに、今後は私どもはやはり財源問題を考えずして国の政治を考へることはできないと思ひのです。その財源問題は、いま私が申し上げておる通りに、国債の問題というのはいまだ一つ一つの財源問題だと私は見えておるわけです。これは今後の重要な一つの財源問題だ。税も財源問題として重要だ。そうすると、その税の取り方の問題になるわけですけれども、税の取り方の中にやはり広告に対する課税というものがあつていいのではないか。ただ問題は、マスメディアというものが非常な力を持つておりますから、要するに政府・与党としてもどうもマスメディアにはかなわぬということで、初めからシャッポを脱いでかかったのでは、私は国民の公正な利益を守ることはできないと思ひのです。ですから、いきなりここに二〇%の一〇%の

めてもらいたいと思ひのですが、大臣どうでしょう。

○福田國務大臣 よく検討いたします。

○堀委員 法人税関係といまの財源の關係をきょうはやらしていただいて、あと明日、今度は租税特別措置の中身についてやらしていただくことにしたいと思ひますので、本日は以上で終わります。

○毛利委員長 次回は、明十五日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十五号 昭和四十五年四月十四日

昭和四十五年四月三十日印刷

昭和四十五年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局